

まちづくりの目標別計画主要事業一覧

目 次

第1 災害に強い安全なまちづくり	15事業	60
復興基本政策1	防潮堤整備事業等の5事業	60
復興基本政策2	地域防災計画改定事業の1事業	60
復興基本政策3	消防庁舎等建設事業等の5事業	60
復興基本政策4	自主防災組織育成支援事業等の3事業	61
復興基本政策5	復興道路整備事業の1事業	61
第2 快適で魅力のあるまちづくり	15事業	62
復興基本政策1	土地利用再編計画策定事業の3事業	62
復興基本政策2	被災市街地復興土地区画整理事業等の3事業	62
復興基本政策3	国営公園整備事業等の3事業	62
復興基本政策4	三陸縦貫自動車道整備促進事業等の3事業	62
復興基本政策5	JR大船渡線復旧整備促進事業等の3事業	63
第3 市民の暮らしが安定したまちづくり	51事業	64
復興基本政策1	災害復興公営住宅等整備事業等の3事業	64
復興基本政策2	公共下水道事業等の5事業	64
復興基本政策3	保健医療福祉拠点施設整備事業等の20事業	64
復興基本政策4	大肝入屋敷（大庄屋）復元促進事業等の6事業	66
復興基本政策5	県立野外活動センター整備促進事業等の4事業	66
復興基本政策6	県立高田高等学校整備促進事業等の13事業	66
第4 活力あふれるまちづくり	66事業	68
復興基本政策1	太陽光型植物工場誘致推進事業等の16事業	68
復興基本政策2	地域木材利用促進事業等の4事業	69
復興基本政策3	水産業共同利用施設復興整備事業等の28事業	69
復興基本政策4	貸工場・商業共同店舗整備事業等の5事業	71
復興基本政策5	企業立地奨励事業等の13事業	71
第5 環境にやさしいまちづくり	4事業	73
復興基本政策1	太陽光発電所誘致推進事業等の4事業	73
第6 協働で築くまちづくり	3事業	74
復興基本政策1	自治会館等整備事業の3事業	74

※掲載している主要事業（再掲事業を除く154事業）は、計画策定時点で想定したものであり、社会経済情勢の変化や復興状況等を踏まえながら、必要に応じて所要の見直しを行っていくものです。

第1 災害に強い安全なまちづくり

復興基本政策 1		市民の生命、財産を守る新たな津波防災施設の整備を促進する。								
事業名	事業主体	事業概要	実施年度							H30
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
防潮堤整備事業	県	防潮堤の整備を促進する。								
水門整備事業	県	気仙川への溯上を防ぐため、気仙川河口部に水門を整備する。 ・気仙川河口等の水門の整備								
河川堤防等改修事業	県・市	川原川、浜田川、小泉川等の河川の改修整備を促進する。								
津波遠隔監視装置復旧事業	市	防潮堤施設の整備に合わせ、津波遠隔監視装置の整備促進を図る。 ・津波監視装置設置								
緊急避難路、防災公園整備事業	市	災害発生時に市民が安全かつ適切に避難できるよう、海岸部の避難路や高台の待避所となる防災公園等を整備する。 ・避難路指定、整備促進 ・防災公園の整備								

復興基本政策 2		大津波災害を想定した新たな防災計画を検討構築する。								
事業名	事業主体	事業概要	実施年度							H30
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
地域防災計画改訂事業	市	国、県の指針に沿い、現計画の見直しによる防災、減災の計画づくりを進める。 ・地域防災計画の改訂								

復興基本政策 3		大津波災害の教訓を踏まえた救援・救護体制を構築する。								
事業名	事業主体	事業概要	実施年度							H30
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
消防庁舎等建設事業(高田西地区復興整備事業ほか)	市	消防庁舎を高台に建設するとともに、ヘリポート、訓練場を併設し、災害時に迅速かつ適切な対応がとれる消防救急体制を確立する。 ・消防庁舎、ヘリポート、多機能駐車場、訓練棟、防災センター(多目的集会施設)建設								
消防救急通信設備整備事業	市	消防救急デジタル無線及び消防指令センター設備を整備し、緊急時における市内全域への通信指令手段を確保する。 ・消防救急デジタル無線整備 ・消防指令センター整備								
消防屯所建設事業	市	今後の活動範囲を再検討するとともに、被災した消防屯所を被災区域外へ建設し、予防活動、災害発生時の拠点として活用する。 ・消防屯所建設								
防災行政無線復旧事業	市	防災行政無線を再整備するとともに、機能の強化を図り、災害時に有効な衛星携帯電話等の配備を検討する。 ・防災行政無線復旧、更新 ・衛星携帯電話の配備								
(仮称)広域防災拠点整備事業	国・県・市	災害時において、物資受入、集配、応急要員の集積、宿泊、被災者用物資、資機材の備蓄、広域医療搬送、災害対策本部の代替機能等を有する広域的な防災拠点等を整備する。 ・広域防災拠点整備								

復興基本政策 4		地域の防災組織育成と防災意識の向上を促進する。								
事業名	事業主体	事業概要	実施年度							
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
自主防災組織育成支援事業	市	市内全地区に自主防災組織を育成し、支援強化を行うとともに、防災学習会等を開催する。 ・自主防災組織育成 ・防災学習会の開催 ・総合防災訓練の実施								
建築物誘導、支援事業	県・市	津波に強い建築物の整備を推進し、誘導・支援を強化する。								
大震災記録収集保存事業	市	震災時の写真・資料の収集、住民アンケート、避難所の状況、発災後の対応状況等の記録誌を作成する。								

復興基本政策 5		災害に強い道づくり								
事業名	事業主体	事業概要	実施年度							
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
復興道路整備事業	国・県・市	市街地の復興及び減災に寄与するみちづくりのため、新しい道路ネットワークを整備する。 ・縦断道の整備 ・道路ネットワーク整備								

第2 快適で魅力のあるまちづくり

復興基本政策 1		市民の安全と利便性に配慮した、持続的な都市活動を支える良好な新市街地を形成する。								
事業名	事業主体	事業概要	実施年度							H30
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
土地利用再編計画策定事業	市	従前の土地利用の見直しを行い、新しい中心市街地として相応しい土地利用計画を確定する。								
被災市街地復興土地区画整理事業	市	被災した市街地を復興するため、浸水を免れるように高さを確保・盛土し、土地区画整理事業により幹線道路、避難路を確保したコンパクトな新市街地を構築する。 ・高田地区								
無電柱化促進事業	市・電力会社	多様な無電柱化手法を活用し、景観に配慮した街並みを形成する。 ・高田地区								

復興基本政策 2		地域の特色ある歴史的・文化的な魅力や特性を生かしたまちづくりを推進する。								
事業名	事業主体	事業概要	実施年度							H30
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
被災市街地復興土地区画整理事業(再掲)	市	被災した市街地を復興するため、浸水を免れるように高さを確保・盛土し、歴史文化を受け継ぐ街道の復元や、景観に配慮した新しい街並み・住宅街を構築する。 ・今泉地区								
無電柱化促進事業(再掲)	市・電力会社	多様な無電柱化手法を活用し、景観に配慮した街並みを形成する。 ・今泉地区								
防災集団移転促進事業	市	住民意向や住民参加により、集団による高台移転を促進して安全な居住区域を確保し、住宅の整備を推進する。								
漁業集落防災機能強化事業	市	漁業集落の地盤嵩上げや生活基盤整備を推進し、防災機能向上のための施設を整備する。								
被災住宅移転等再建支援事業	市	被災者が移転先で新たな住宅を建設するために要する費用の一部を助成し、早期の住宅再建を支援する。								

復興基本政策 3		風光明媚な高田らしい美しいまちの景観や空間を形成する。								
事業名	事業主体	事業概要	実施年度							H30
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
国営等公園整備事業	国・県・市	津波犠牲者の鎮魂、教訓継承施設の整備とともに、海岸防災施設を整備し、市民の憩いの場として防災メモリアル公園を整備する。 ・防災メモリアル公園の整備								
海岸防災林等海岸整備事業	国・県・市	・海岸防災林、人工リーフ等の整備								
メモリアルグリーンベルト創出事業	国・県・市・市民団体等	市民や企業等の参加による緑化を推進し、四季を通じて美しい街を形成する植樹帯を創出する。								

復興基本政策 4		安全・安心な市民生活と機能的な都市活動を支える道路交通網の整備を促進する。								
事業名	事業主体	事業概要	実施年度							H30
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
三陸縦貫自動車道整備促進事業	国・県・市	新たな防災道路網の核となる三陸縦貫自動車道の整備を促進し、防災に配慮したインターチェンジやパーキングエリアを整備する。								

事業名	事業主体	事業概要	実施年度						
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
防災道路網整備促進事業	国・県・市	国道や広域幹線道路と連動した道路整備を進め、避難道路として活用する防災道路網を整備する。	▶						
橋梁整備促進事業	国・県・市	気仙大橋や姉齒橋の復旧を促進し、市街地を通る新たな幹線道路と接続する(仮称)今泉大橋を新設整備する。	▶						

復興基本政策 5		旅行誘客や地域間交流を促進し、安全・快適で利用しやすい公共交通環境を形成する。							
事業名	事業主体	事業概要	実施年度						
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
JR大船渡線復旧整備促進事業	JR東日本	新市街地や居住地域に対応したJR大船渡線の早期復旧を促進する。	▶						
公共交通体系調査・整備事業	市・交通事業者	新たなまちづくりや復興の段階に合わせた地域内交通のあり方等を調査し、新たな公共交通体系を構築する。	▶						
バスターミナル整備促進事業	市・交通事業者	新たなまちづくりや公共交通体系に応じたバスターミナルの整備を促進する。	▶						

第3 市民の暮らしが安定したまちづくり

復興基本政策 1		安全で恒久的な住宅の確保を促進する。									
事業名	事業主体	事業概要	実施年度							H29	H30
			H23	H24	H25	H26	H27	H28			
災害復興公営住宅等整備事業 (高田西地区復興整備事業ほか)	県・市	住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、恒久的な災害復興公営住宅を整備する。	→								
木造住宅耐震診断・耐震改修支援事業	県・市	旧建築基準に基づいて建築されている木造住宅の耐震診断を支援し、耐震補強のための改修工事を支援する。 ・木造住宅耐震診断士派遣事業 ・木造住宅耐震改修工事費助成事業	→								
住宅リフォーム助成事業	市	居住環境の向上と市内の住宅関連産業・地域経済の活性化に資するため、住宅リフォームに対し支援する。 ・住宅リフォーム助成事業		→							

復興基本政策 2		災害に強いライフラインの整備を図る。									
事業名	事業主体	事業概要	実施年度							H29	H30
			H23	H24	H25	H26	H27	H28			
水道水源整備事業	市	地震、津波、洪水等の自然災害に強い、水源施設を整備する。 ・水源浸水対策事業 ・電気機械計装設備等浸水対策事業	→								
水道施設整備事業	市	現有施設を最大限に活用しながら、新たな土地利用計画に応じた水道施設を整備する。	→								
公共下水道等整備事業	市	農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設を復旧するとともに、新しいまちづくりに対応して公共下水道区域を再編整備する。また、雨水ポンプ場、都市下水路を整備する。	→								
浄化槽設置整備事業	市	集合処理区域以外の全域に浄化槽を普及し、環境保全を図る。	→								
災害時用仮設トイレ備蓄事業	市	災害時に対応する仮設トイレの備蓄を図る。	→								

復興基本政策 3		保健・福祉・介護・医療の総合的なシステムに支えられた市民一人ひとりの居場所・陸前高田市を構築する。									
事業名	事業主体	事業概要	実施年度							H29	H30
			H23	H24	H25	H26	H27	H28			
高田保育所再建事業	市	高田保育所を再建・整備する。	→								
竹駒保育園再建事業	市・社会福祉法人陸前高田市保育協会	竹駒保育園の再建整備を支援する。	→								
今泉保育所再建事業	市	今泉保育所を再建・整備する。	→								
広田保育園再建事業	市・社会福祉法人陸前高田市保育協会	広田保育園の再建整備を支援する。	→								
延長保育、土曜午後保育、日曜保育、病後児保育等特別保育事業	市	被災後の生活状況の変化に伴う保育ニーズの多様化に対応する、充実した保育サービスを提供する。	→								
地域子育て支援センター拠点施設再建事業	市	在宅で子育てを行っている保護者への支援の充実を図るため、被災により流失した拠点施設を再建整備する。	→								

事業名	事業主体	事業概要	実施年度										
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30			
要保護児童連絡協議会再構築事業	市	子ども・子育て支援体制の確立をめざし、学校、地域と関係機関が協力連携した連絡協議会を再構築する。											
児童デイサービス(ふれあい教室)拠点施設再建事業	市	発達障がい児等の療育支援を行い利用者の育成を図るため、被災により流失した施設を再建整備する。											
居場所づくり健康づくり推進事業	市	市民一人ひとりが安心して暮らすことができるよう生活の質の向上とコミュニティづくりを推進する。 ・居場所づくりの推進(市民が主体的に支えあうコミュニティづくりの推進) ・保健、福祉等専門職の人材確保及び育成											
保健活動推進事業	市	仮設住宅入居者や在宅者等の健康づくりを推進するため、健康教育及び健診体制の充実を図る。 ・保健推進員や健康づくりグループとの協働による健康づくりの推進 ・巡回健康相談員の家庭訪問 ・生活習慣病予防健康教育の実施											
保健医療福祉拠点施設整備事業	市	保健医療福祉分野の施設を集中化し、総合サポート拠点として各種サービスの提供及び情報の共有化を図る。 ・保健医療福祉総合エリアの創設 ・保健福祉総合センター(仮称)の建設 ・保健医療福祉情報ネットワークの構築											
地域医療施設整備事業	県・市	県立高田病院の設置促進や診療所の整備を行い、地域医療の確保を図る。また、災害時、救急時の際の医療連携体制を構築する。 ・新県立高田病院施設整備の促進 ・広田診療所と医師住宅の整備											
地域包括医療システム構築事業	市	市内の診療所、県立高田病院及び県立大船渡病院等との連携強化に努めるとともに、健康づくりの拠点として診療所等の整備を図る。 ・在宅訪問診療の推進 ・医療従事者養成奨学資金貸付制度の充実											
地域包括ケア体制整備事業	市・県立病院・市内医療機関、市内介護事業所等	医療・保険・介護・障がいの関係機関で包括的なサービスを提供する体制を整備する。 ・地域包括ケア会議の開催 ・地域連携パスの充実											
介護サービス施設整備事業	市・民間介護事業所	第5期介護保険事業計画を策定し、地域のニーズに沿った介護サービスの充実を図る。 ・災害時に対応できる介護施設の充実 ・既存施設との連携を考慮したサービス展開											
生活再建相談事業	市・社会福祉協議会	市民からの生活再建に関する相談・助言体制を整備するとともに、各種支援制度等の情報提供や関係機関と連携による相談事業等を実施し、生活再建に向けた支援を充実する。											
サービス付高齢者向け住宅整備事業	市・民間介護事業所	被災した高齢者の居場所づくりとして、医療・介護のサービスが受けられる高齢者向け住宅を整備する。 ・民間によるサービス付高齢者向け住宅の整備支援											
仮設住宅等における介護サポート拠点整備事業	市・民間介護事業所	仮設住宅での高齢者の生活を支援する介護サポート拠点を整備する。 ・仮設住宅へ相談員派遣 ・仮設への配食サービスの実施											
障がい者地域活動拠点整備事業	市	障がい者の地域活動の拠点となる施設を整備する。											
社会福祉法人運営等助成事業	市	社会福祉法人の運営等に助成を行う。 ・社会福祉協議会運営費補助											

復興基本政策 4		生涯学習の拠点づくりと学習環境の整備充実を図る。								
事業名	事業主体	事業概要	実施年度							
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
社会教育・文化行政再構築事業	市	被災により活動が制限されている社会教育・文化行政の改善及び効果的な推進を図る。 ・公民館活動の充実促進 ・文化財の保護と活用 ・仮設図書館の運営 ・臨時博物館の運営 等								
文化財レスキュー事業	市	被災した地域文化資料に係る修復・保全を図る。 ・古文書、生物標本、民具、土器 等								
生涯学習推進事業	市	地域課題及び現代的な課題に基づいた学習機会の提供及び学習の成果の活用を推進する。 ・生涯学習推進本部 ・生涯学習のつどい 等								
学社連携推進事業	市	地域と学校の連携・協働機会の充実を図る。 ・子どもの居場所づくり推進事業 ・家庭教育学級 ・世代間交流 等								
(仮称)市民文化会館整備事業	市	壊滅的な被害を受けた社会教育施設の再構築を図るため、図書館や博物館等の機能を持つ(仮称)市民文化会館を整備する。								
大肝入屋敷(大庄屋)復元促進事業	県・市	これまで培われ、築き上げられてきた歴史・文化を受け継ぎ、後世に継承するため、大肝入屋敷(大庄屋)の復元を促進する。								

復興基本政策 5		通年型の総合的なスポーツ公園の整備及びスポーツ環境の充実を図る。								
事業名	事業主体	事業概要	実施年度							
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
県立野外活動センター整備促進事業	県	広田半島地域の自然特性などを踏まえ、海洋型の野外活動センターの整備促進を図る。 ・県立野外活動センターの移設整備促進								
スポーツ公園整備事業	市	スポーツ公園を新たに整備し、高田松原公園にあった野球場、サッカー場等を再整備するとともに、テニスコート等を配置した運動公園を整備する。								
(仮称)市民総合体育館整備事業	市	武道館や温水プール等、総合的な体育施設として、(仮称)市民総合体育館を整備する。								
スポーツ活動普及振興事業	市	被災により活動が制限されている社会体育活動の充実を図る。 ・学校体育施設開放事業 ・スポーツ活動普及事業 ・指導者養成事業								

復興基本政策 6		安全な学校づくりと適正規模化による学校再編、及び高校の整備促進と学校の防災拠点化を図る。								
事業名	事業主体	事業概要	実施年度							
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
学校支援カウンセラー派遣事業	国・県・市	震災により心にダメージを受けた児童生徒や保護者、教職員の心のケアのために、臨床心理士等を各学校に派遣し、組織的・継続的な支援を行う。 ・緊急スクールカウンセラー等派遣事業費補助								
心のケア専門機関利用事業	県・市	震災による環境の変化に伴う児童生徒や保護者の抱える課題に対し、医療及び福祉的観点からの支援を行う。 ・気仙子どもの心のケアセンター利用事業 ・スクールソーシャルワーカー利用事業								

事業名	事業主体	事業概要	実施年度									
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30		
各種教育相談(研修)事業	市	学校・家庭・地域の相談に適切に対応するため、教育研究所内の相談体制の充実を図る。また、教員が教育相談の力を身に付け、子どもや保護者に適切に対応できるよう、研修の充実を図る。 ・教育相談員配置事業 ・教育研究所教育(就学)相談事業 ・教員等研修事業	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
就学援助事業	国・県・市	被災による経済的理由から、就学が困難となった児童生徒などへの就学援助の充実を図る。 ・児童生徒就学援助制度事業	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
いわての学び希望基金利用事業	県	震災により保護者を亡くした被災児童生徒が、学校を卒業し社会人として独り立ちするまで、返還不要の給付金・奨学金を給付し、生活支援・就学支援を行う。	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
小中学校再編推進事業	市	将来の児童生徒数の推移を見据えながら、児童生徒の安全と教育環境の充実、まちづくりとの連動を観点とした学校づくり、再編を推進する。 ・小中学校再編推進事業	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
小中学校施設整備(新增築)事業	市	学校再編による統合校の整備を推進する。 ・小中学校校舎新增築事業		■	■	■	■	■	■	■	■	■
学校施設環境改善(耐震化等)事業	市	学校施設の耐震化等の教育環境の適切な改善を進める。 ・学校施設災害復旧事業 ・学校施設耐震化事業 ・運動場整備事業 ・健康安全対策事業	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
教育研究所事業	市	未来を担う児童生徒に確かな生きる力を培うため、学力向上や豊かな心の育成、キャリア教育の充実を図る。 ・調査・研究事業 ・教員研修事業 ・体験活動等支援事業	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
県立高田高等学校整備促進事業	県・市	被災した県立高田高校の再建に向け、県教育委員会へ働きかけ整備を促進する。	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
防災教育推進事業	県・市	生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うため、防災教育カリキュラムの作成及び実践を行う。 ・防災教育カリキュラム作成事業 ・防災教育補助教材活用事業	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
防災機能強化推進事業	市	災害発生時に防災拠点施設としての機能を果たせるよう、学校施設の充実を図る。 ・防災機能強化推進事業 ・自然エネルギー導入事業		■	■	■	■	■	■	■	■	■
学校施設有効活用事業	市	学校施設の図書館や体育館棟を市民と共同で使用するなど、地域コミュニティの拠点施設としての機能を果たせるよう学校施設の充実を図る。 ・学校施設の多機能化		■	■	■	■	■	■	■	■	■

第4 活力あふれるまちづくり

復興基本政策 1		被災農業用地の再生と営農拠点の整備を図り、営農再建の支援による新たな営農体系の確立を図る。								
事業名	事業主体	事業概要	実施年度							
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
農地・農業用施設 災害復旧事業	県	被災した農地及び農業用施設について、国・県の負担により現状復旧を行う。また、作業効率向上を図るため、災害復旧工事に併せた災害関連区画整理事業についても今後とも検討していく。	■	■	■					
東日本大震災農業 生産対策交付金事業	農業者組合 等	津波で流失した農業用機械等の生産資材を農業者が組織する組合等が導入する経費に対して、交付金を交付し、農業生産基盤の復旧・復興を支援する。	■	■	■					
被災農家経営再開 支援事業	県	東日本大震災で津波などの被害を受けた農地の経営を再開するために、被災農家が復興組合を組織して共同で行う復旧作業に対して、経営再開支援金を交付する。	■	■	■					
緊急雇用創出事業	市	農地が復旧するまでの期間において、農業関連の雇用を創出し、営農再開までの農業者の所得確保の一助とする。	■	■	■					
被災農地等生産再開 対策支援事業	農業者等	被災した農地において、国・県の事業実施以前もしくは非該当の農家自身の生産再開に向けた取り組みに対し、市単独で助成する。	■	■	■					
農業経営体強化育成 支援事業	農業者等	農業者や農業経営体の規模拡大や生産性の向上に向け、農業用機械や簡易な土地改良に対して助成する。	■	■	■	■	■	■	■	■
農産物直売所開設 支援事業	農業者等	被災農家の販路の拡大と消費者、被災者に対する地元産農作物の提供のため、震災被害を受けた産直施設の再設置や被災農家組織での新規設置に対して助成を行う。	■	■	■					
被災地域農業復興 総合支援事業	市、JA、農 業者で組織 する団体等	地域合意の下、担い手の育成、新たな産地づくり、地域資源を活かした集落ぐるみでの6次産業化などの取り組みを促進し、生産性・収益性の高い農業の実現と農村の活性化を推進する。	■	■	■					
陸前高田型農業復興 支援事業	市、JA、農 業者で組織 する団体等	東日本大震災の被災農家や新規就農者に対する所得確保のため、当面の転換作物として高収益園芸作物を推進するため、栽培に必要な資材等に対して市単独の助成を行う。	■	■	■	■	■	■	■	■
振興作物推進事業	農業者等	高収益作物の生産拡大に向け、初期投資の軽減のための助成を行うとともに、きゅうり、イチゴ、トマト等の振興作物の施設栽培については、パイプハウス設置に対しての単独助成を行う。	■	■	■	■	■	■	■	■
三陸みらい園芸産 地づくり事業	3戸以上の 農家で構成 する生産組 織、JA等	被災した三陸地域の夏季冷涼、冬季温暖な気候を活かして施設園芸の生産拠点を整備し、企業との連携による商品開発や販路確保等の取り組みを促進して沿岸地域の新たな園芸産地づくりを推進する。	■	■	■					
三陸みらい農業担 い手応援事業	県、市、J A、農業者 で組織する 団体等	被災地域の園芸等産地の新たな担い手の確保・育成を図るため、基金を創設し、就農前から経営が軌道に乗るまでの期間、体系的・計画的に支援を実施する。	■	■	■	■	■	■	■	■
農地利用集積促進 事業	国・県・市	農業経営の基盤を強化するため、担い手農家への農地の面的集約を促進する。	■	■	■					
営農拠点施設整備 事業	県・市	施設園芸産地づくり等の研究開発、営農指導拠点施設として南部園芸研究室や営農指導センターの再整備を図る。	■	■	■					
太陽光型植物工場 誘致推進事業	国・県・市・ 民間事業者	浜田地区を食農産業モデル地域として設定し、太陽光型植物工場の企業立地を推進するため、用地等の立地環境の整備支援を行う。	■	■	■	■	■	■	■	■

事業名	事業主体	事業概要	実施年度									
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30		
大規模園芸団地整備事業	県・市	県による大規模園芸団地の設置と合わせ、太陽光型植物工場の誘致や生産開発型の大規模施設園芸団地の形成を推進する。										

復興基本政策 2		林業・木材産業の再建を図り、木材安定供給体制を確立し、地域木材の利用及び雇用の創出を推進する。											
事業名	事業主体	事業概要	実施年度										
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30			
森林組合機能回復支援事業	県・市	被災した森林組合の機能を早期に回復するため、事務所の復旧及び事務機器等の導入に係る支援を行う。											
林道災害復旧事業	市	地震により被災した林道の早期復旧を図る。											
地域木材利用促進事業	市	復興に向けた木材需要の増加に合わせ、地域木材の利用促進を図る。											
林業担い手サポート事業	市	林業への新規従事者を雇用した事業所に対し定額助成を行うほか、機械購入や講習等受講の際の経費の補助を行う。 ・林業担い手対策事業費 ・林業担い手サポート事業											

復興基本政策 3		漁港の整備と営漁の協業化を図り、営漁再建の支援による新たな水産業の活性化を推進する。											
事業名	事業主体	事業概要	実施年度										
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30			
漁港災害復旧事業	県・市	被災した県管理漁港、市管理漁港の漁港施設及び海岸保全施設の災害復旧。											
水産基盤整備事業	国・県・市	地域の防災対策や地域づくり、水産業再生の方向を踏まえた防波堤や岸壁など漁港施設や漁場施設等の復興に資する整備を実施する。											
漁港整備市単独事業	市	市管理漁港の整備事業を実施。											
漁業集落排水施設災害復旧事業	市	被災した漁業集落排水施設の災害復旧。 ・漁港関係災害関連事業											
県営漁港等整備事業	市	県が実施する県営漁港の整備事業に対して市が一定割合を負担する。											
地域水産物供給基盤整備事業	市	市管理漁港の整備事業を実施する。											
漁場復旧対策支援事業	県・県漁業共同組合連合会	県による漁場堆積物・漁場漂流物の回収、及び県漁連による瓦礫撤去にかかる漁業者雇用。											
いわての漁業復旧支援事業	県	定置網漁業と養殖業の再開及び担い手の確保・育成に必要な事業を、被災失業者を雇用する漁協で実施する。(若手県から漁協への委託事業)											

事業名	事業主体	事業概要	実施年度						
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
共同利用漁船等復旧支援対策事業	広田湾漁業協同組合	流出・損壊した漁船及び定置網の漁具等の漁協による復旧を支援する。 ・共同利用小型漁船建造事業:5t以下の小型漁船建造 ・共同利用漁船等復旧支援対策事業:新造船、中古漁船の取得・修繕、定置網等漁具の取得							
さけ・ます生産地震災復旧支援事業	広田湾漁業協同組合	被災した気仙川のさけふ化場、採捕場の漁協による仮復旧工事を支援する。							
養殖用種苗供給事業	広田湾漁業協同組合	被災により流出した養殖用のコンブ、ホタテ、カキ種苗の漁協による購入への支援する。							
水産業経営基盤復旧支援事業	広田湾漁業協同組合	漁協等による被災養殖施設の共同利用施設としての一括整備を支援する。 ・水産業経営基盤復旧支援事業(養殖施設)							
養殖作業用施設整備事業	広田湾漁業協同組合	被災した養殖作業用施設に代わる仮設用テントの漁協による整備を支援する。							
水産業共同利用施設復興整備事業	広田湾漁業協同組合	被災したアワビ種苗施設、さけ・ます種苗生産施設等の漁協による整備を支援する。							
水産業共同利用施設復旧支援事業	広田湾漁業協同組合	漁協等有する共同利用施設の早期復旧、使用再開に必要な機器等の整備や施設の修繕を支援する。							
漁業協同組合等機能回復支援事業	広田湾漁業協同組合	漁協の本所仮設事務所や情報機器の整備を支援する。							
農林水産業共同利用施設災害復旧事業	広田湾漁業協同組合	被災した水産物加工処理施設等の漁協による復旧を支援する。							
養殖振興総合支援事業	広田湾漁業協同組合	養殖漁業に対する各種の支援。 ・特定養殖共済加入促進事業費補助他							
採介藻漁業復旧緊急支援事業	広田湾漁業協同組合	ウニ、アワビの共同採捕や漁場管理を行う漁協による被災した潜水器具の整備を支援する。							
漁業・養殖復興支援事業	広田湾漁業協同組合	収益性の高い操業体制への転換や養殖業の共同化による経営の再建を目指す漁協を支援する。 ・漁業復興支援運営事業費補助 ・養殖復興支援運営事業費補助 ・がんばる漁業復興支援事業費補助 ・がんばる養殖復興支援事業費補助							
被災海域における種苗放流支援事業	広田湾漁業協同組合	ウニ、アワビ、ヒラメ等の放流種苗の確保事業を支援する。							
緊急雇用対策事業	広田湾漁業協同組合	漁港漁場の復旧を図るため、市が漁協に委託し、被災した漁業者を雇用して養殖施設等の撤去、回収処理などや仕分け等を行う。							
担い手対策事業	市	新たな養殖漁業者を育成確保するため漁業就業奨励金を支給する。 ・がんばる海の担い手支援事業							
東日本大震災漁業経営復興特別資金利子補給事業	県信用漁業協同組合連合会	被災漁業者の早期再建を支援するための資金を利子補給する。							

事業名	事業主体	事業概要	実施年度						
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
漁業近代化資金利子補給事業	県信用漁業協同組合連合会	漁業の近代化を図る漁業者を支援するための資金を利子補給する。	▶						
長部漁港水産加工団地整備促進事業	県	地盤沈下した長部漁港水産加工団地の復旧整備を促進する。	▶						
水産関連業務団地整備促進事業	県・市・民間事業者	広田、長部、脇の沢漁港背後地等を活用した水産加工等関連施設の基盤整備を促進する。	▶						
産直施設整備促進事業	市・広田湾漁業協同組合等	広田、長部、脇の沢漁港背後地等を活用した産直施設の整備を促進する。	▶						

復興基本政策 4		中小企業・事業所等の再建を支援し、商業等の集積を図りながら、新たな市街地に活力と魅力のある商業空間の創出を推進する。								
事業名	事業主体	事業概要	実施年度							
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
中小企業等再建支援事業	市・中小企業基盤整備機構	被災した中小企業者の事業再開・再建を支援するため、被災した資産の修繕や新たな設備の導入、仮設店舗等の整備を支援する。 ・中小企業被災資産修繕事業費補助 ・中小企業設備投資促進事業費補助 ・仮設店舗等整備	▶							
貸工場・商業共同店舗整備事業	市・中小企業基盤整備機構	地場企業の再建支援と新規企業立地支援、地元商業者の再建を推進するため、貸工場や商業共同店舗を整備する。 ・貸工場整備事業 ・商業共同店舗整備事業 ・中心商店街整備事業	▶							
商工団体等再建支援事業	市	地域の中小企業者に対する相談や指導機能を回復、強化するため、商工会の運営再建を支援する。	▶							
商工会館整備事業	市・商工会	地域の中小企業者に対する相談や指導機能を回復、強化するため、商工会館の整備に対して支援する。 ・商工会館整備事業費補助	▶							
商工業活性化支援事業	市	商工業の活性化を推進するため、地域資源を活用した食品関連産業や新エネルギー関連産業等の成長産業を支援するとともに、新たな取り組みに対する支援を行う。	▶							

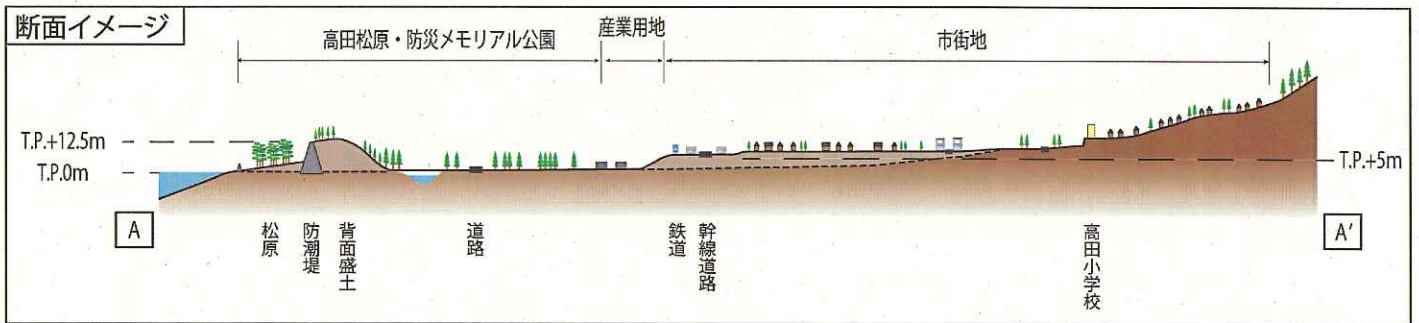
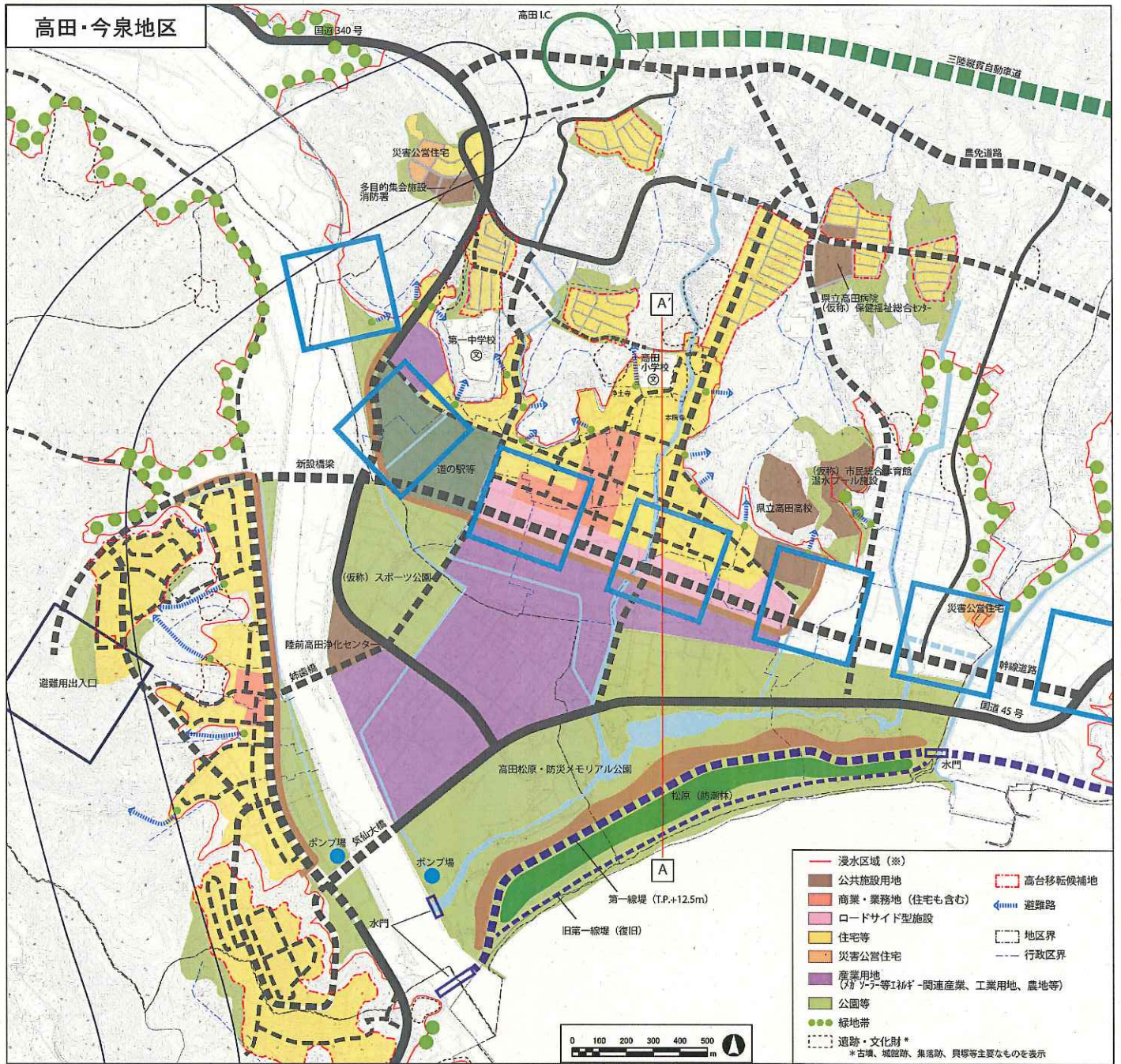
復興基本政策 5		食関連産業や観光産業の基盤づくりを推進するとともに、新規企業の誘致育成と地場産業再生による雇用の創出を図る。								
事業名	事業主体	事業概要	実施年度							
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
小友浦干潟自然再生整備促進事業	県・市	小友浦干拓地域を干潟に再生し、体験型の観光拠点としての整備を促進する。	▶							
観光物産協会活動支援事業	市・観光物産協会	観光情報の発信窓口となる観光物産協会の体制を回復、強化するため、協会の活動を支援する。	▶							
道の駅等観光施設整備事業	市・民間事業者	市街地の幹線道路等の整備に合わせ、観光交流拠点となる道の駅等を整備するとともに、宿泊施設の再建や整備を推進する。	▶							

第5 環境にやさしいまちづくり

復興基本政策 1		自然エネルギーを活用した新たな食農産業モデルを創出するとともに、環境にやさしい太陽光エネルギー等、再生可能エネルギーの導入を促進し災害時の活用を図る。								
事業名	事業主体	事業概要	実施年度							H30
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
地下水調査促進事業	国・市	浜田川地区等、新規産業等の立地に要する地下水の水源調査を実施する。	▶							
太陽光発電所誘致推進事業	市・民間事業者	被災農地等を有効活用し、大規模太陽光発電所等の誘致を推進する。	▶							
太陽光発電設備普及事業	県・市・民間事業者	公共施設や新たに整備する住宅団地等への利用拡大を図るとともに、事業所や一般家庭への導入を支援する。		▶						
再生可能エネルギー導入推進事業	県・市・民間事業者	未利用資源を活用した木質バイオマス等再生可能エネルギーの導入を推進する。	▶							

第6 協働で築くまちづくり

復興基本政策 1	地区コミュニティを再生し、防災組織や福祉活動の基盤づくりを進める。										
事業名	事業主体	事業概要	実施年度							H29	H30
			H23	H24	H25	H26	H27	H28			
コミュニティ施設整備事業	市	被災したコミュニティ施設は、高台に移転し、避難所・防災資材倉庫・健康センターなど地域防災拠点化と、診療施設等の他の施設と一体となって整備を図る。 ・コミュニティ施設整備(高田、今泉、広田)									
自治会館等整備事業	市、自治会等	被災した自治会館等の修繕や改築等への支援により施設等の整備を促進する。									
コミュニティ活動支援事業	市	地区コミュニティ推進協議会のまちづくりセンター機能を再生・充実するため、各種コミュニティ活動への支援を行う。									



地区コミュニティ別居住地域再生の基本的考え方

(下矢作、竹駒、今泉、長部、高田、米崎、小友、広田、生出、矢作、横田)

下矢作地区

■ 基本的考え方

防潮堤 防潮堤・水門は12.5mで整備

- 高田沖に防潮堤・河口水門を12.5m(既存防潮堤は5.5m)で整備。
- あわせて気仙川河川堤防の改良整備を促進。

住宅 地元意向踏まえた住宅再建 → 現位置での住宅再建、高台移転とも可能

- 防潮堤・河口水門整備により、家屋が全壊する危険性が少なくなることから、現位置での建て替えが可能である。
- 一方、地区意向調査結果で挙げられた移転候補地を基本に以下の条件を考慮して高台の移転候補地を選定した。
 - ① 埋蔵文化財(散布地除く)、景観、自然環境保全上重要な箇所(目につきやすい斜面等)、急傾斜地、保安林等を避ける。
 - ② 1宅地面積:400㎡程度。

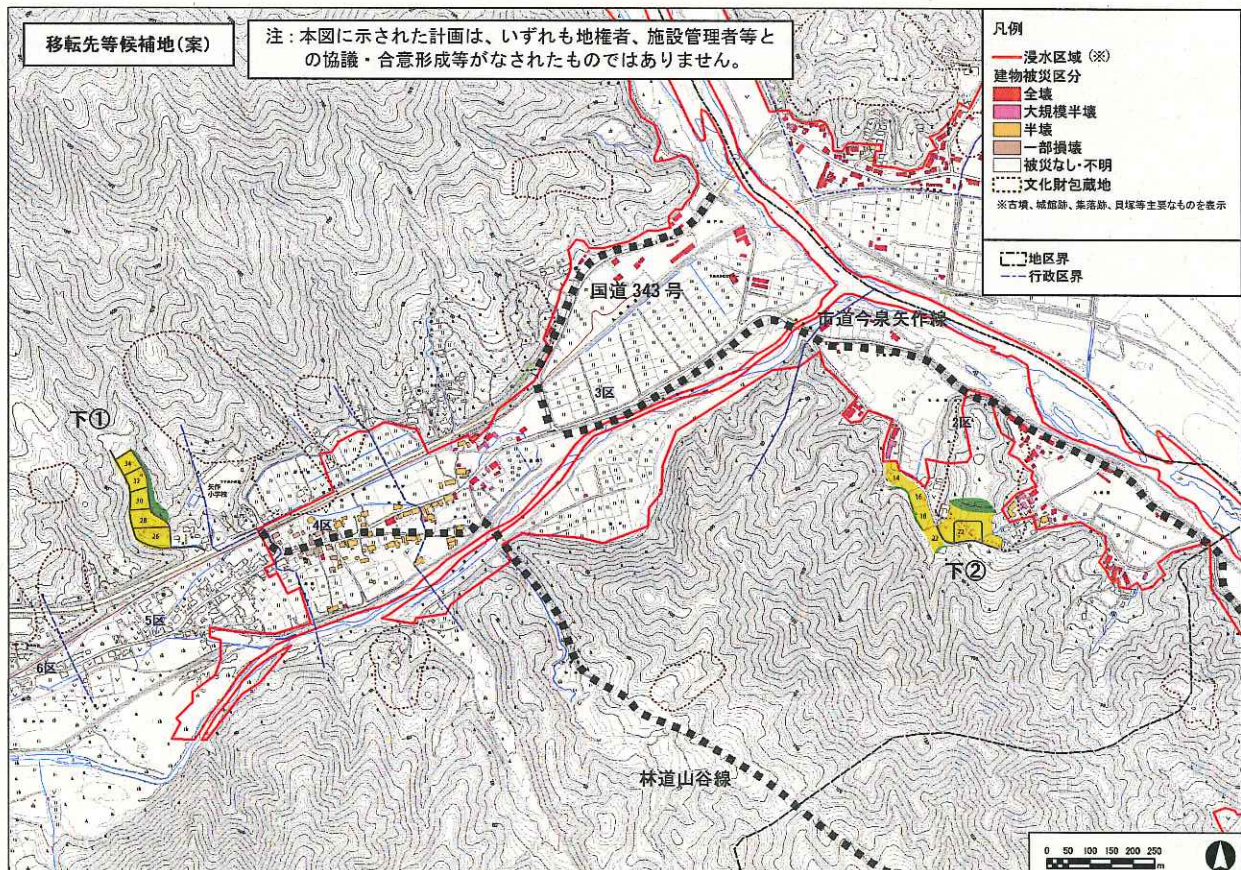
道路 災害時の骨格道路として機能するよう国道343号を一部改良

- 国道343号の一部区間(廻館橋以西)の嵩上げを要望。
- 市道今泉矢作線、林道山谷線の改良。

表 地区意向調査結果 ※6月27日市民意向現地調査結果

区	戸数	全半壊戸数	必要宅地面積(ha)	主な内容			移転先(案) (番号は下図と対応)
				住民の意向	移転候補地の情報	その他	
1区	29	0	0.0	(被害なし)			
2区	32	26	1.5	・高台移転の候補地を確保したい	・大嶋部と小嶋部の境界付近		下②(高台)
3区	33	19	1.1 ※	・2~3世帯が高台移転を希望	・元自動車学校候補地		下①(高台)※
4区	36	15	0.9 ※	・現位置で住宅再建したい方が多い		・仮設住まいの長期化を防ぐ(早期高台移転)	下①(高台)※
5区	49	0	0.0	(被害なし)			
6区	67	0	0.0	(被害なし)			
7区	65	0	0.0	(被害なし)			
合計	311	60	3.5				

(備考)必要宅地面積=全半壊戸数×400㎡/戸÷(1-公共用地率(0.3))



※本図に示した浸水区域は、現在作業中のものであり、実際と異なる場合があります。

※平成23年11月10日現在のものです。

竹駒地区

■基本的考え方

防潮堤 防潮堤・水門は12.5mで整備

○高田沖に防潮堤・河口水門を12.5m（既存防潮堤は5.5m）で整備する。

住宅 地元意向踏まえた住宅再建 → 現位置での住宅再建、高台移転とも可能

○防潮堤・河口水門整備により、家屋が全壊する危険性が少なくなることから、現位置での建て替えが可能である。

○一方、地区意向調査結果で挙げられた移転候補地を基本に、以下の条件を考慮して高台の移転候補地を選定した。

- ① 埋蔵文化財（散布地除く）、景観、自然環境保全上重要な箇所（目につきやすい斜面等）、急傾斜地、保安林等を避ける。
- ② 1宅地面積：400㎡程度。

道路 災害時の骨格道路として機能するよう国道340号を一部改良

○国道340号の未改良区間（相川～廻館橋）の拡幅改良を要望。

○市道相川新田線の改良。

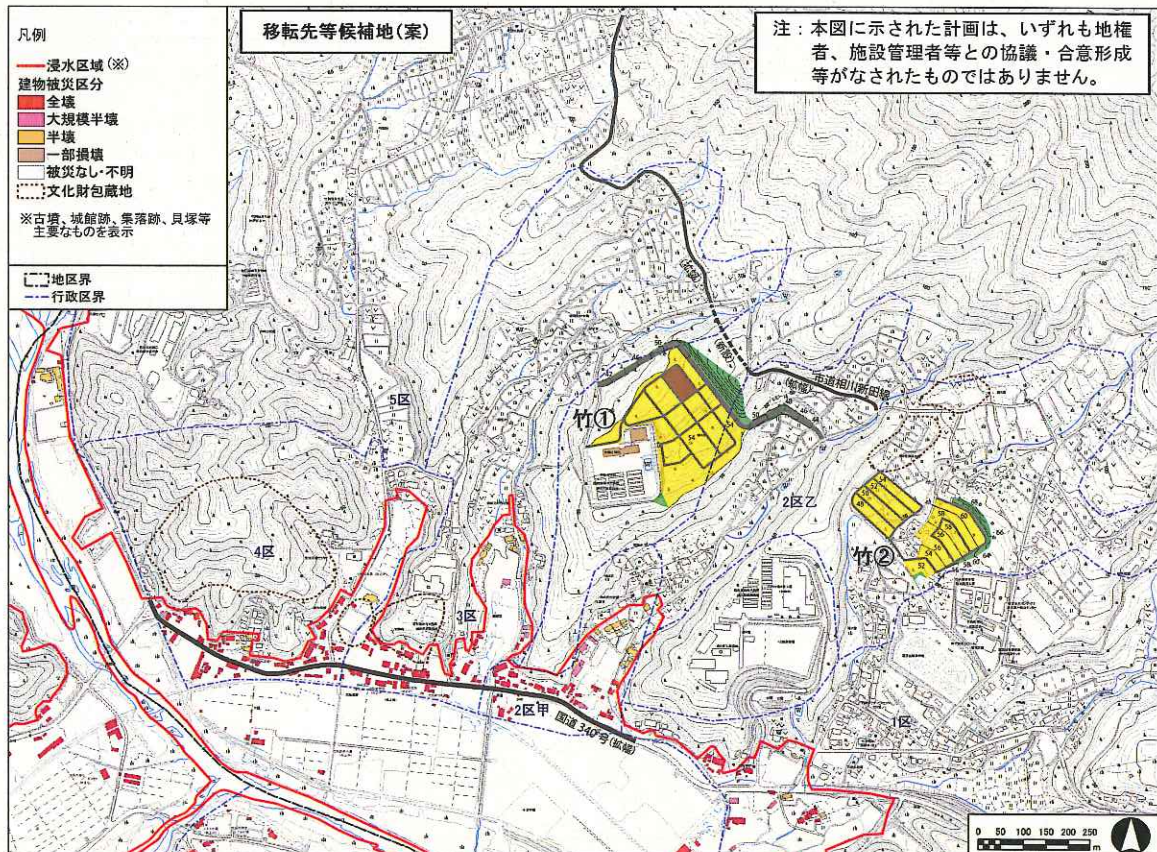
公共施設等 高台に用地を確保し、移転

○被災した竹駒保育園や消防屯所を高台へ移転整備。

表 被災各行政区の被災状況、地区意向調査結果、及び移転先（案） ※6月27日市民意向現地調査結果

	戸数	全半壊戸数	必要宅地面積 (ha)	地区意向調査結果			移転先（案） （番号は下図と対応）
				住民の意向	移転候補地の情報	その他	
1区	83	8	0.5	・高台への移転希望が1世帯			竹①または竹② （いずれも高台）
2区甲	26	22	1.3	・現位置での住宅再建、高台移転の両方			竹①または竹② （いずれも高台）
2区乙	64	0	0.0	（被災なし）	・工業団地北側		
3区	54	22	1.3	・現位置での住宅再建希望者が多い	・竹駒小学校北側		竹①（高台）
4区	50	24	1.4	・高台への移転希望が1世帯（自分の土地）	・館の山の一部		竹①（高台）
5区	52	0	0.0	（被災なし）			
6区	38	0	0.0	（被災なし）			
7区	58	0	0.0	（被災なし）			
合計	425	76	4.5				

（備考）必要宅地面積＝全半壊戸数×400㎡/戸÷（1－公共用地率（0.3））



※本図に示した浸水区域は、現在作業中のものであり、実際と異なる場合があります。

※平成23年11月10日現在のものです。

今泉地区

■ 基本的考え方

防潮堤 防潮堤・水門は12.5mで整備

○高田海岸の防潮堤(12.5m)、気仙川水門を整備する。

住宅 今回震災並みの津波による浸水可能性を考慮し、市街地嵩上げと高台移転による住宅再建

○防潮堤・水門の整備後であっても、今回震災並みの津波による浸水可能性が残されていること、気仙川河口部に近接し、津波到達までの時間的猶予が少ないことから、以下の方針で移転先を選定する。

- ① 低地部においては、今回震災並みの津波の浸水を免れるよう、土地区画整理事業等による嵩上げを検討。
- ② 西側丘陵部の開発により、高台移転地を確保する。
- ③ 埋蔵文化財(散布地除く)、寺社(墓)、景観、自然環境保全上重要な箇所(目につきやすい岬等)、急傾斜地、保安林等を避ける。

○災害公営住宅等集合住宅の整備を検討。

道路 市街地を通る新設橋梁、幹線道路の整備を要望

○三陸縦貫自動車道の避難用出入口や気仙大橋、新設橋梁、幹線道路の整備を要望するとともに、姉齒橋の整備を促進する。

○低地部から高台への避難を円滑に行えるよう、山裾への避難路を整備する。

土地利用 防災性や安全性、景観、歴史等に配慮した土地利用

○低地部に形成する新しい市街地は、土地区画整理事業等により嵩上げ等を行ったうえで、商業ゾーンを整備するとともに、住宅街の形成を図る。

○気仙川下流域の低地部は、農地、公園等に利用する。

公共施設等 公共施設の高台配置、歴史的な街並みの再生

○災害時における避難、機能の保全を考慮し、コミュニティセンター等の公共施設を高台に配置する。

○被災した消防屯所を移転、整備。

○気仙地域の中心として歴史的な記憶を後世に継承するため、今泉街道沿道における歴史文化が香る新しい街並みの形成と「けんかセタ」街道や大庄屋の復元等を図る。

○雨水ポンプ場及び気仙川への排水路の整備を図る。

○小学校・中学校は適正規画化計画にあわせて検討。

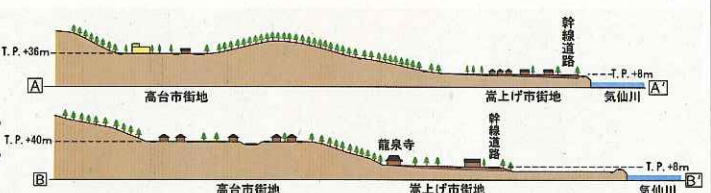
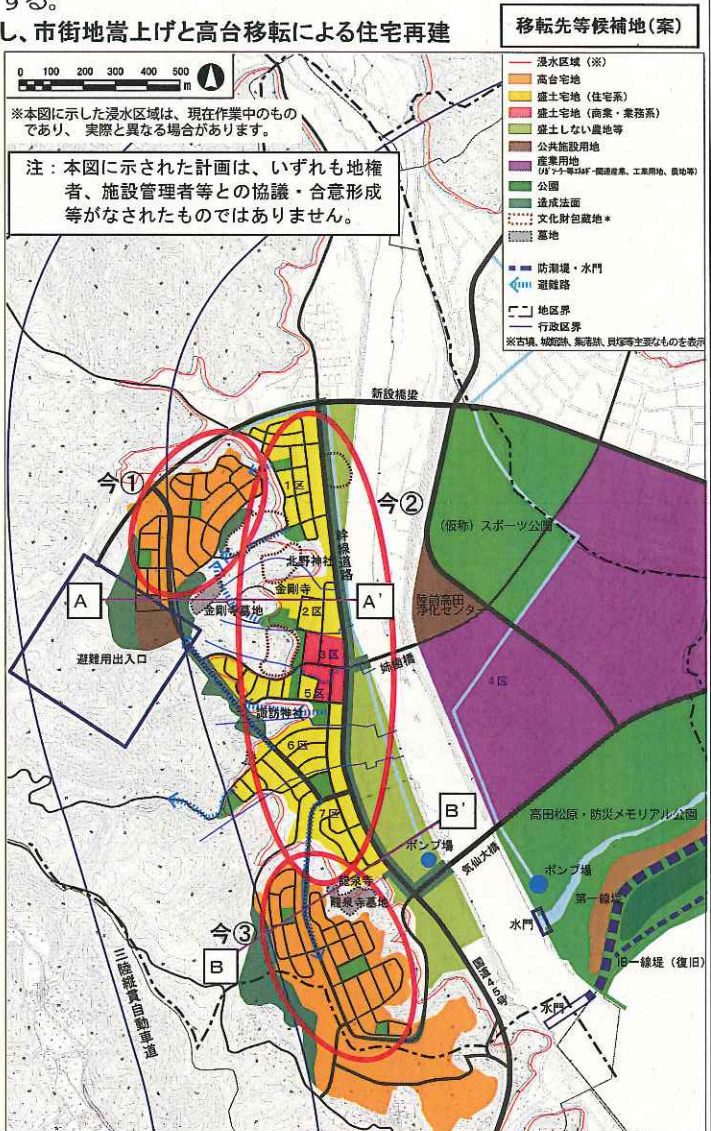


表 地区意向調査結果 ※7月11日市民意向現地調査結果

区	戸数	全半壊戸数	必要宅地面積(ha)	主要内容			移転先(案) (番号は上図と対応)
				住民の意向	移転候補地の情報	その他	
1区	65	64	2.6	高台への移転希望	中ヶ谷の山地	今①(高台移転)もしくは今②(嵩上げ区画整理)	
2区	66	65	2.6	嵩上げた上で元の場所に戻りたい			
3区	40	40	1.6				
4区	126	121	4.8	現位置での住宅再建は希望しない		今②(嵩上げ区画整理) 今①(高台移転)	
5区	66	66	2.6		小中学校は地区の生活、文化の中心であり、学校の位置は重要。地区の歴史性を考慮したまちづくりにも留意	今②(嵩上げ区画整理)	
6区	80	80	3.2	高齢化が進展しており、公営住宅に期待		今②(嵩上げ区画整理)もしくは今③(高台移転)	
7区	157	156	6.2			今②(嵩上げ区画整理)もしくは今③(高台移転)	
合計	600	592	23.7				

(備考) 必要宅地面積 = 全半壊戸数 × 400 m²/戸 / (1 - 公共用地率(0.3))

※平成 23 年 11 月 10 日現在のものです。

長部地区

■ 基本的考え方

防潮堤 既存防潮堤はいずれも復旧

○既存防潮堤はすべて再整備を前提とする。※高さ(最大12.5m)、位置は地区意向等を踏まえ、今後決定。

住宅 今回震災並みの津波による浸水可能性を考慮し、原則全戸高台移転

○防潮堤整備後であっても今回震災並みの津波による浸水可能性が残されることから、以下の方針で移転先を選定。

- ① 高台移転(今回浸水区域外)を原則とする。
- ② 移転先は地区意向調査結果を尊重して選定(1宅地面積:400㎡程度)。
- ③ 埋蔵文化財(散布地除く)、景観、自然環境保全上重要な箇所(目につきやすい岬等)、急傾斜地、保安林等を避ける。

○高台移転にあわせた集合住宅の整備を検討。

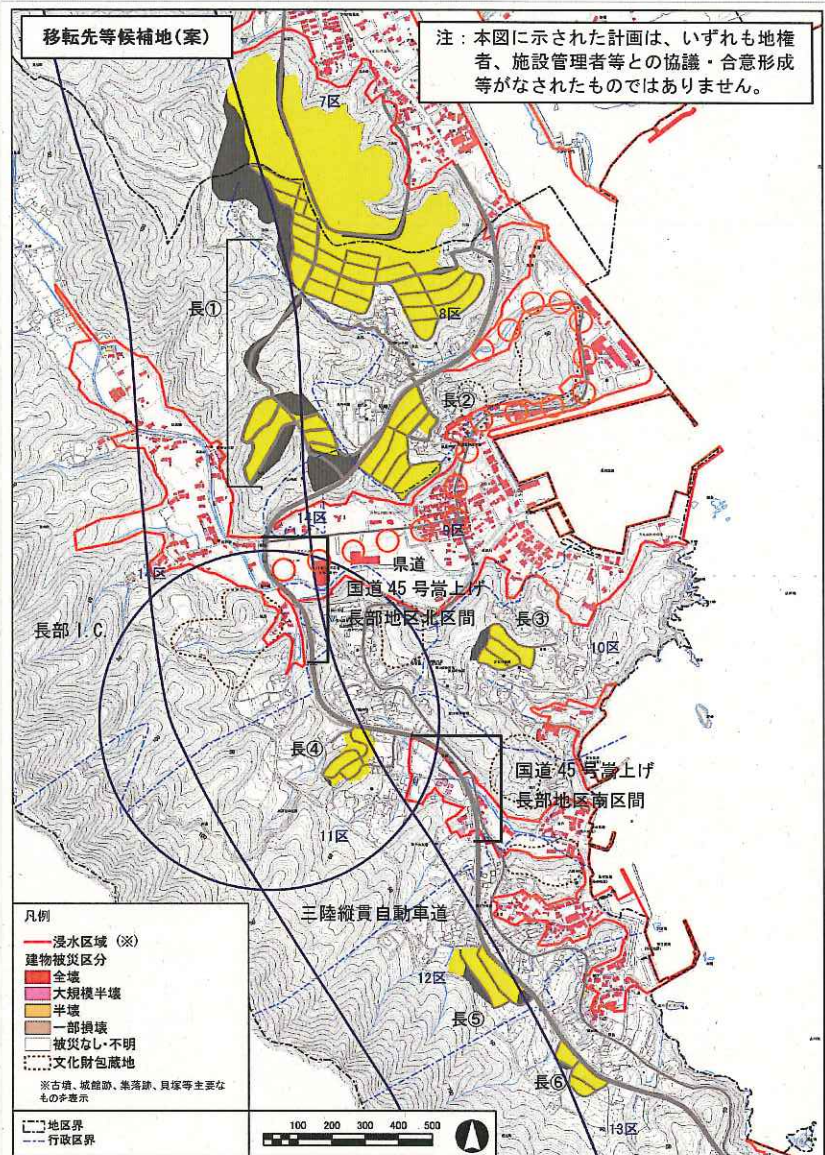
道路 津波被害を受けにくい道路を整備

- 三陸縦貫自動車道長部I.C.の整備。
- 今回津波で浸水した国道45号の北区间・南区間の嵩上げを要望。
- 長部漁港と長部I.C.を結ぶ県道の整備を要望。

○海岸からの避難道路の整備を促進。

公共施設等 水産加工団地の整備による食産業の振興

- 長部漁港水産加工団地を整備し、食産業の振興を図る。
- 被災した消防屯所を高台へ移転整備。
- 小学校は適正規模化計画にあわせて検討。



※本図に示した浸水区域は、現在作業中のものであり、実際と異なる場合があります。

表 被災各行政区の被災状況、地区意向調査結果、及び移転先(案) ※7月4日市民意向現地調査結果

行政区	戸数	全半壊戸数	必要宅地面積(ha)	地区意向調査結果			移転先(案) (番号は右区と対応)
				住民の意向	移転候補地の情報	その他	
8区	81	15	0.9	・高齢者世帯は現在地で住み続けたいという意向。 ・若い世代は、高所移転を希望。			長①または長②(高台)
9区	106	101	5.8	■第1希望: 現在地 ■第2希望: 集団で高台移転	月山神社北側丘陵地。	今泉地区との連携	長①または長②(高台)
10区	47	9	0.5	・10区の住民の意向は未聴取。 ・基本的には、現在地もしくは近接する高台移転を希望。			長③(高台)
11区	85	28	1.6	・要谷漁港周辺低地部の住民は高台移転希望。 ・国道45号沿道および以西の住民は現在地。		国道45号の嵩上げ望む。	長④(高台)
12区	69	26	1.5	■第1希望: 現在地。 ■第2希望: 集団で高台移転。	八坂神社西側。		長⑤(高台)
13区	50	20	1.1	・高台移転を希望。			長⑥(高台)
14区	64	43	2.5	・移転については区内で未協議。		国道45号の嵩上げ望む。	長①(高台)
合計	502	242	13.9				

(備考)必要宅地面積=全半壊戸数×400㎡/戸/(1-公共用地率(0.3))

※平成23年11月10日現在のものです。

高田地区

■基本的考え方

防潮堤 防潮堤・水門は12.5mで整備

○高田海岸の防潮堤（12.5m）、気仙川水門を整備する。

住宅 今回震災並みの津波による浸水可能性を考慮し、市街地嵩上げと高台移転による住宅再建

○防潮堤・水門整備後であっても、今回震災並みの津波による浸水可能性が残されていること、JR大船渡線（被災前）以南については、津波到達までの時間的猶予が少ないことから、以下の方針で移転先を選定する。

①JR大船渡線以南の地区は、北側丘陵部の開発により、高台移転地を確保。（復興計画図(案)の高①～高⑥を検討）

②市街地については、今回震災並みの津波の浸水を免れるよう土地区画整理事業等による嵩上げを検討。

○自力再建が難しい世帯向けに災害公営住宅の整備を要望。

道路 幹線道路については山側に付け替え市街地を再構築

○幹線道路については山側に付け替え、まちづくりとの連動による災害に強いまちの再構築を図る。

○市街地を通る新たな幹線道路については、沿道に商業ゾーンを形成し、メインストリートとしての魅力や賑わいを創出する。

○歩行者、自動車等による高台への円滑な避難を可能とするため、南北方向に複数の避難道路を整備する。

土地利用 防災性や安全性、景観等に配慮した土地利用

○新しい市街地は、土地区画整理事業等により嵩上げ等を行ったうえで、公共・公益施設ゾーン、商業ゾーン（道の駅、鉄道、バスターミナル等を中心）を整備するとともに、住宅街の形成や公営住宅の整備を促進し、コンパクトなまちの形成を図る。

○海岸地域の低地部や住宅等移転跡地の土地利用は、防災性や安全性、景観等に配慮し、産業地域、（仮称）スポーツ公園、緑地帯等に利用するとともに、公有地化を促進する。

○高田松原地域の背後地は国営等による防災メモリアル公園の設置を促進する。

○産業用地には、新しいエネルギー産業や既存の産業施設の立地を誘導するとともに、農地としての利用を促進する。

公共施設等 公共施設等は災害時における

避難、機能の保全を考慮し配置

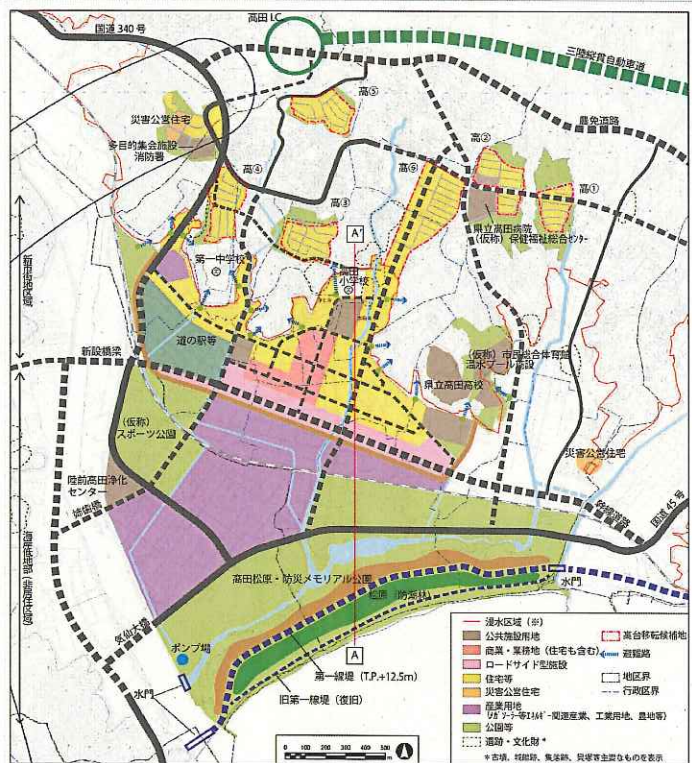
○学校、保育所、病院、（仮称）

市民文化会館、消防署、市役所等の公共施設は、災害時における避難、機能の保全を考慮し、高台への移転や低地市街地（嵩上げ）への配置を計画する。

○高田地区の祭を復興するため「動く七夕」ロードやまつり広場（道の駅など）の整備、市日の復活を図る。

高田地区復興計画図(案)

注：本図に示された計画は、いずれも地権者、施設管理者等との協議・合意形成等がなされたものではありません。



※本図に示した浸水区域は、現在作業中のものであり、実際と異なる場合があります。

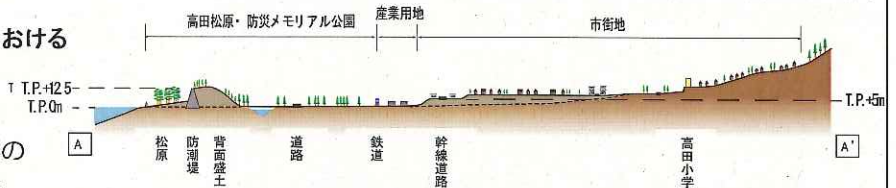


表 地区意向調査結果 ※7月19日市民意向現地調査結果

項目	主な内容
新市街地の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・新市街地は、公共施設が中心となった構造とすることが重要。 ・公共施設、住宅地、公園、道路等を一体のものとして捉えた検討が必要。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・和野地区での横方向の道路整備が必要。 ・大町周辺の東西道路の直線化。 ・農免道路の拡幅、起伏の緩和。 ・緊急対応として交差点に信号機の設置が必要。
避難	<ul style="list-style-type: none"> ・大町等から本丸公園への避難路整備（歩行者対応） ・低地部市街地での第一次避難所整備（高齢者は高台への避難に時間を要するため避難ビル等が必要）
防波堤、防潮堤	<ul style="list-style-type: none"> ・湾口防波堤を整備し、津波の威力を弱める対応が考えられないか。

※平成23年11月10日現在のものです。

米崎地区

■基本的考え方

防潮堤 既存防潮堤はいずれも復旧

○既存防潮堤はすべて再整備を前提とする。※高さ（最大12.5m）、位置は地区意向等を踏まえ、今後決定。

住宅 今回震災並みの津波による浸水可能性を考慮し、原則全戸高台移転

○防潮堤整備後であっても今回震災並みの津波による浸水可能性が残されることから、以下の方針で移転先を選定。

- ① 高台移転（今回浸水区域外）を原則とする。
- ② 移転先は地区意向調査結果を尊重して選定（1宅地面積：400㎡程度）。
- ③ 埋蔵文化財（散布地除く）、景観、自然環境保全上重要な箇所（目につきやすい岬等）、急傾斜地、保安林等を避ける。

○自力再建が難しい世帯向けに災害公営住宅の整備を要望。

道路 今回震災並みの津波でも孤立しないようにアップロード等と行政区（特に高台移転先）との連絡道路を整備

○今回並み津波でも行政区（特に高台移転先）が孤立しないように、アップロード等の主要道路から、各行政区（特に高台移転先）への連絡道路を確保（現状道路の一部改良を基本とする）。

※海岸部の道路については、防潮堤の規模や位置に応じて今後整備内容を決定。

○主要地方道大船渡・広田・陸前高田線の延伸整備を促進。

○海岸からの避難道路の整備を促進。

公共施設等 大規模施設園芸団地の整備による農業の振興

○浜田川沿いの低地部において、県南部園芸研究室・市総合営農指導センターとともに大規模施設園芸団地を形成し、農業の振興を図る。

○中学校は適正規模化計画にあわせて検討。

○消防屯所（米崎一部、米崎二部）を高台へ移転整備。



※本図に示した浸水区域は、現在作業中のものであり、実際と異なる場合があります。

表 被災各行政区の被災状況、地区意向調査結果、及び移転先（案） ※7月4日市民意向現地調査結果

行政区	戸数	全半壊戸数	必要宅地面積(ha)	地区意向調査結果			移転先(案) (番号は下図と対応)
				住民の意向	移転候補地の情報	その他	
4区甲	50	9	0.5	・現在地での居住意向。(別地へ転出した世帯あり。)			米①(高台)
4区乙	66	15	0.9	・現在地での居住意向。			米①(高台)
5区甲	80	72	4.1	・基本的には、現在地または近接地での居住の方向。 (※区内で未協議。)			米②(高台)
5区乙	171	14	0.8	・現在地での居住意向。			米①(高台)
6区甲	50	7	0.4	・現在地での居住意向。			米①(高台)
6区乙	64	35	2.0	※区内で協議できていない。 ・避難所にて、近接地の高台への集団移転が話題に上がっている。	・中障地区(高台)に比較的広い敷地を確保し、海岸部の複数の区から移転することも考えられる。		米②(高台)
7区	91	72	4.1	・行政区の解散を予定。 ・個人的に、高台の所有地に移転を考えている世帯あり。 ・JR以南で、現在地に居住希望者あり。			米②(高台)
8区甲	41	9	0.5	・家屋の再建が困難であり、県公社住宅(公営住宅を指している模様)の建設、同施設への入居を希望する高齢世帯が多数あり。			米②(高台)
8区乙	40	1	0.1	・現在地での居住意向。			米②(高台)
10区	46	39	2.2	・約半数は、現在地での居住意向。 ・約半数が、集団で高台候補地への移転を希望。	→9区久野。		米③(高台)
11区	48	46	2.6	・被災世帯のうち、約1/3が、別地の公営、賃貸住宅への入居を希望。 ・約2/3が集団で高台候補地への移転を希望。	→アップロード北側		米②(高台)
合計	747	319	18.2				

(備考)必要宅地面積=全半壊戸数×400㎡/戸/(1-公共用地率(0.3))

※平成23年11月10日現在のものです。

小友地区

■ 基本的考え方

防潮堤 既存防潮堤はいずれも復旧

○既存防潮堤はすべて再整備を前提とする。 ※高さ(最大12.5m)、位置は地区意向等を踏まえ、今後決定。

住宅 今回震災並みの津波による浸水可能性を考慮し、原則全戸高台移転

○防潮堤整備後であっても今回震災並みの津波による浸水可能性が残されることから、以下の方針で移転先を選定。

○一方、地区意向調査結果で挙げられた移転候補地を基本に、以下の条件を考慮して高台の移転候補地を選定した。

- ① 高台移転(今回浸水区域外)を原則とする。
- ② 移転先は地区意向調査結果を尊重して選定(1宅地面積:400㎡程度)。
- ③ 埋蔵文化財(散布地除く)、景観、自然環境保全上重要な箇所(目につきやすい岬等)、急傾斜地、保安林等を避ける。

○災害公営住宅等集合住宅の整備を検討。

道路 津波による広田半島の孤立化を回避するよう、アップロードを一部改良

○県に対して低地部通過区間の高上げ(津波による損壊を防止するため、高架または橋梁を前提)を要望。(その他、市道只出長洞線の一部を付け替え)

公共施設等 小友浦干拓地はかつて存在した干潟を再生

○干拓堤防設置位置を内陸側(約200m)に移し、干潟を再生。堤防後背地は多目的広場及び産業用地等として活用。干拓地に流下する小河川は、内水被害の軽減に留意して付け替え。

○中学校は適正規模化計画にあわせて検討。

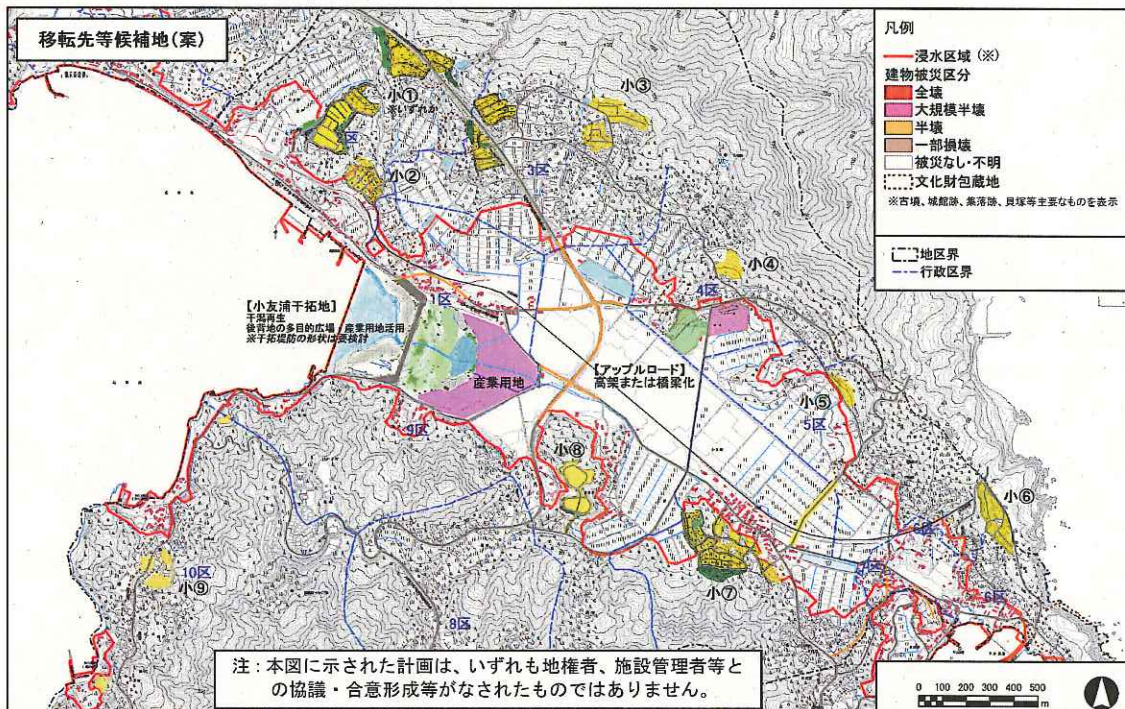
○被災した消防屯所を高台に移転整備。

表 被災各行政区の被災状況、地区意向調査結果、及び移転先(案) ※7月8日市民意向現地調査結果

行政区	戸数	全半壊戸数	必要宅地面積(ha)	地区意向調査結果			移転先(案) (番号は下図と対応)
				住民の意向	移転先の情報	その他	
1区	65	46	2.6	・過半が現住地周辺を希望。			小①または小③(いずれも高台)
2区	67	28	1.6	・高台 転を希望	・正徳寺南側の畑地		小②(高台)
3区	60	3	0.1	・大半が現住地復帰を希望。		・上の坊地内に民間による1区の移転計画あり	小③
4区	56	12	0.7	・大半が高台移転を希望。			小④(高台)
5区	61	10	0.6	・現住地復帰意向が強い。			小⑤(高台)
6区	105	53	3.0	・2/3程度は高台移転、1/3程度は現住地復帰を希望。	・谷地館、農道周辺の山林、大船渡市境付近		小⑥※
7区	94	54	3.1	・7割が現住地復帰、3割が高台移転を希望。			小⑦(高台)
8区	36	0	0.0	(被災なし)			—
9区	44	28	1.6	—			小⑧(高台)
10区	46	13	0.7	・1/4が現住地復帰、3/4が高台移転希望。	・矢の浦公民館の北側農地		小⑨(高台に分散移転)
合計	634	247	14.0				

(備考)必要宅地面積=全半壊戸数×400㎡/戸/(1-公共用地率(0.3))

※移転希望者により調整が必要



※本図に示した浸水区域は、現在作業中のものであり、実際と異なる場合があります。

※平成23年11月10日現在のものです。

広田地区

■ 基本的考え方

防潮堤 既存防潮堤はいずれも復旧

○既存防潮堤はすべて再整備を前提とする。 ※高さ(最大12.8m)、位置は地区意向等を踏まえ、今後決定。

住宅 今回震災並みの津波による浸水可能性を考慮し、原則全戸高台移転

○防潮堤整備後であっても今回震災並みの津波による浸水可能性が残されることから、以下の方針で移転先を選定。

- ① 高台移転(今回浸水区域外)を原則とする。
- ② 移転先は地区意向調査結果を尊重して選定(1宅地面積:400㎡程度)。
- ③ 埋蔵文化財(散布地除く)、景観、自然環境保全上重要な箇所(目につきやすい岬等)、急傾斜地、保安林等避ける。
- ④ ③の理由から十分な高台移転先が確保できない場合、現住所復帰意向が強い地区の場合は、津波浸水深が小さいエリアを対象に盛土嵩上げを検討。

○高台移転にあわせた集合住宅の整備を検討。

道路 津波による広田半島の孤立化を回避するよう、主要地方道大船渡広田陸前高田線を一部改良・付け替え

○県に対して浸水区域を避ける形での付け替えルートを要望。(その他、市道只出長洞線の一部を付け替え)

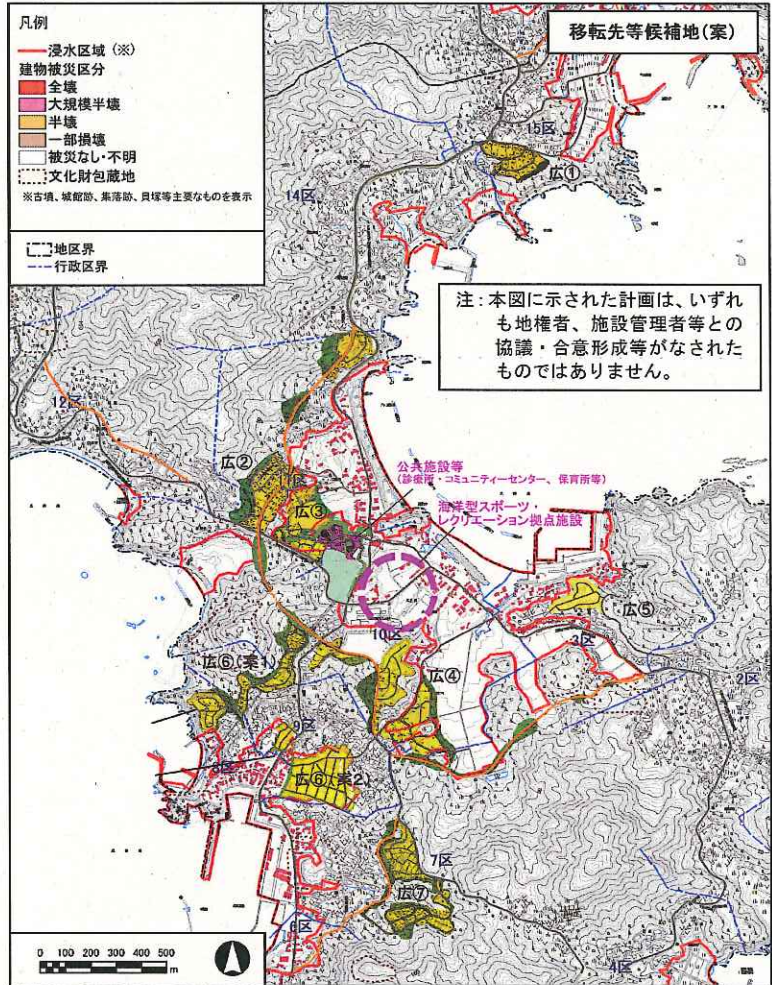
○海岸からの避難道路の整備を促進。

公共施設等 高台に用地を確保し、移転

○広田小学校付近の高台造成、または低地嵩上げにより土地を確保し、コミュニティセンター+診療所、保育園、郵便局、消防屯所等を移転。あわせて健康センターや介護施設の整備を検討。

○旧コミュニティセンター周辺は海洋型スポーツ・レクリエーション拠点施設として整備を検討。

○中学校は適正規模化計画にあわせて検討。



※本図に示した浸水区域は、現在作業中のものであり、実際と異なる場合があります。

表 被災各行政区の被災状況、地区意向調査結果、及び移転先(案) ※7月11日市民意向現地調査結果

行政区	戸数	全半壊戸数	必要宅地面積(ha)	地区意向調査結果			移転先(案) (番号は下図と対応)
				住民の意向	移転先の情報	その他	
1区	43	0	0.0	(被災なし)			-
2区	96	0	0.0				-
3区	62	32	1.9	・高台移転 現居住地継続が混在	・地区内で少数分散移転	・浸水区域を迂回する道路を要望	広⑤(高台)
4区	57	1	0.0	(被災なし)			-
5区	54	0	0.0				-
6区	71	16	0.9	・基本的に現居住地継続		・半島縦断道路と接続する避難路を要望	広⑦(高台)
7区	94	27	1.6				-
8区	68	50	2.9	・高台移転意向が強い	・高館山南東側、慈恩寺西側ほか4か所		広⑥(高台:案1と嵩上げ:案2で調整)
9区	142	44	2.6				-
10区	122	88	5.0	・基本的に高台移転	・旧水産高校南側(高台) 羽根穴南側(嵩上げ)		広④(高台+嵩上げ)
11区	71	43	2.4	・半数以上が高台移転	・東岸寺西側の高台	・浸水区域を迂回する道路を要望	広②(高台)+広③(嵩上げ)
12区	40	4	0.3	・基本的に自主再建	・大陽崎付け根部分		-
13区	40	2	0.1				-
14区	76	2	0.1	・1軒は自主再建			-
15区	65	24	1.4	・基本的に高台移転	・高台の市有地等	・浸水区域を迂回する道路を要望	広①(高台)
合計	1,101	333	19.2				

(備考)必要宅地面積=全半壊戸数×400㎡/戸/(1-公共用地率(0.3))

※平成23年11月10日現在のものです。

市民意向調査「今後の居住に関する意向調査」 集計結果

■調査概要

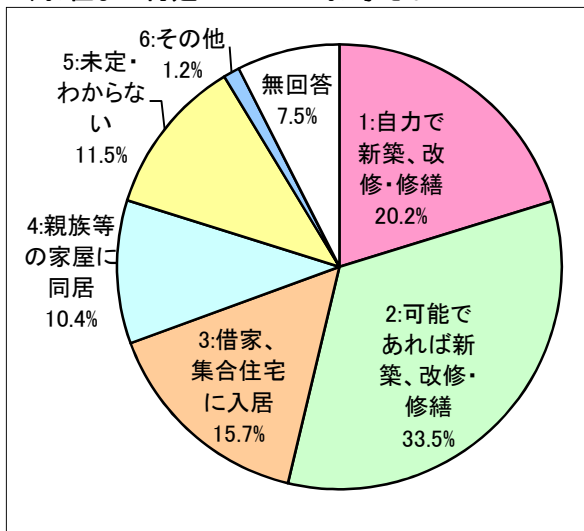
- <調査実施主体> 陸前高田市(復興対策局)
- <調査の目的> 被災世帯の今後の居住意向、特に高台移転や公営住宅への入居意向を把握し、復興計画検討にあたっての基礎資料とする。
- <調査の対象> 被災された全世帯(3,842世帯)の世帯主
- <調査方法> <応急仮設住宅入居者> 応急仮設住宅の自治会長を通じて直接配布・回収
<上記以外> 郵送による配布・回収(または市役所内設置の回収箱へ投函)
- <調査期間> 8月22日(月)～9月2日(金)
※ただし、期限以降に回答があったものも適宜集計に追加

■回収状況

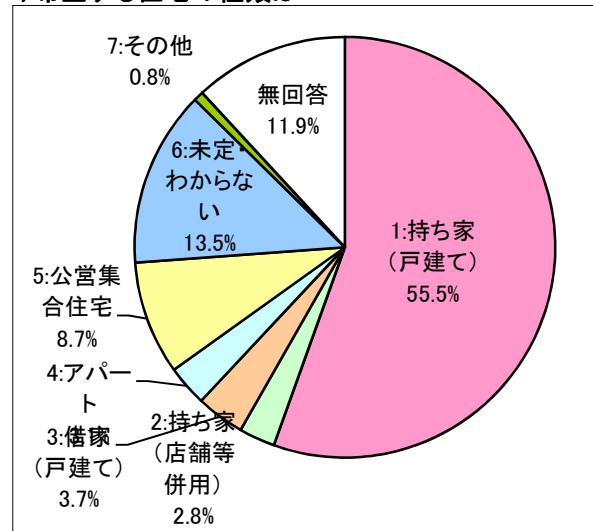
	[A] 配布数			[D] 回収数	
		[B] うち不達(宛先不明)数	[C] 実質配布数(A-B)		[E] 回収率(D/C)
応急仮設住宅入居者	2,184	0	2,184	1,822	83.4%
上記以外	1,658	147	1,511	892	59.0%
合計	3,842	147	3,695	2,714	73.5%

■集計結果(全体)

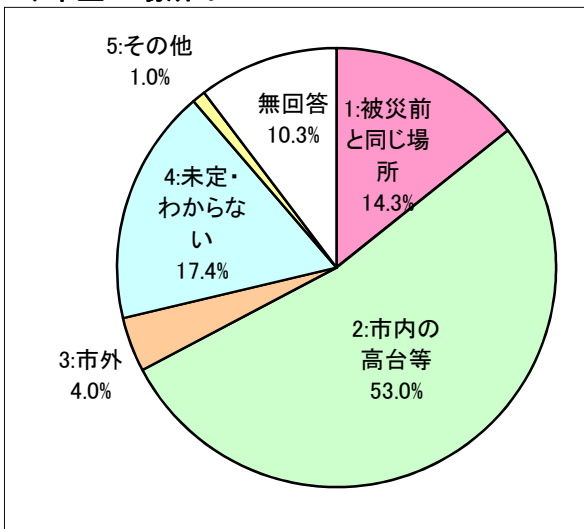
1) お住まい再建についてのお考えは



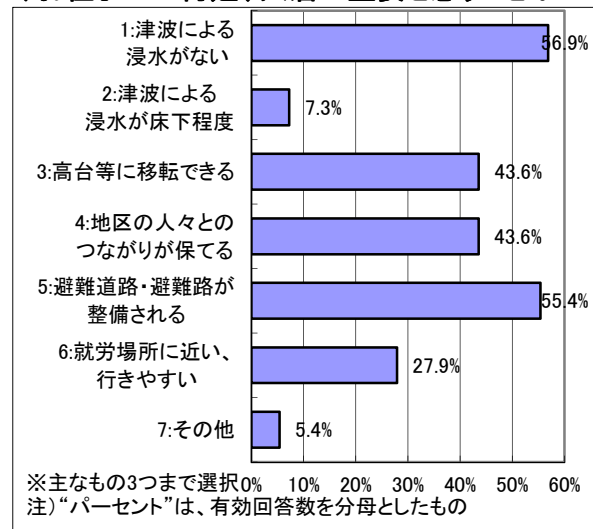
2) 希望する住宅の種類は



3) 希望の場所は



4) お住まいの再建、入居に重要と思うことは

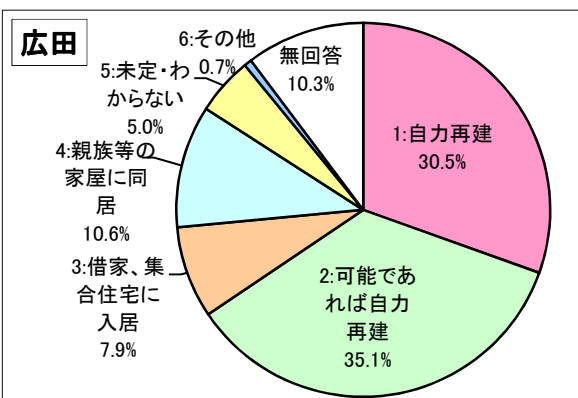
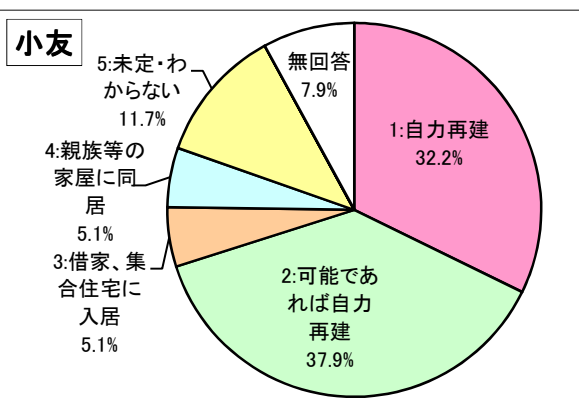
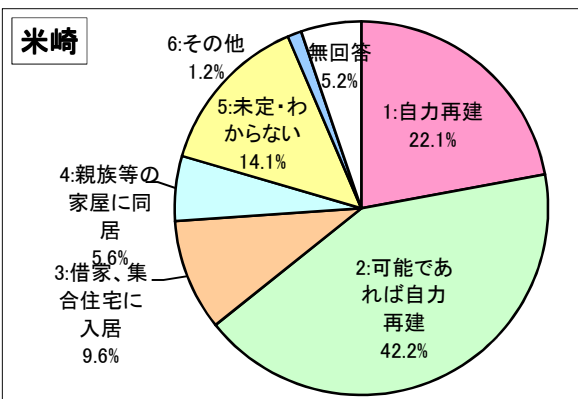
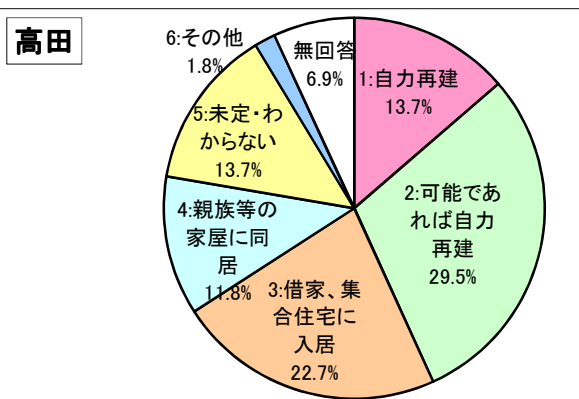
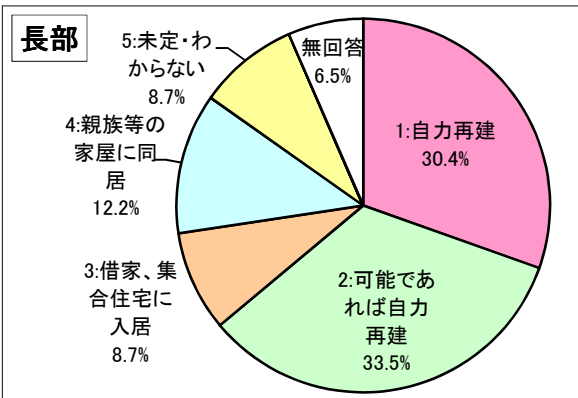
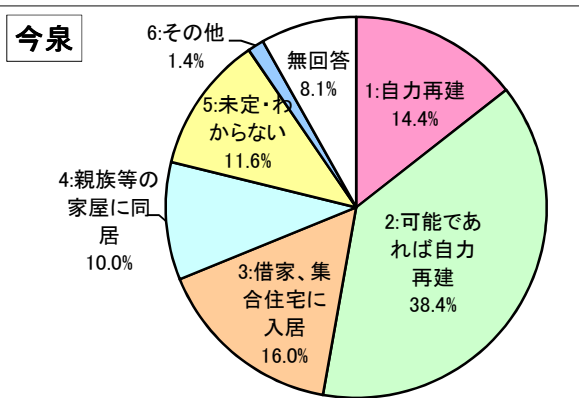
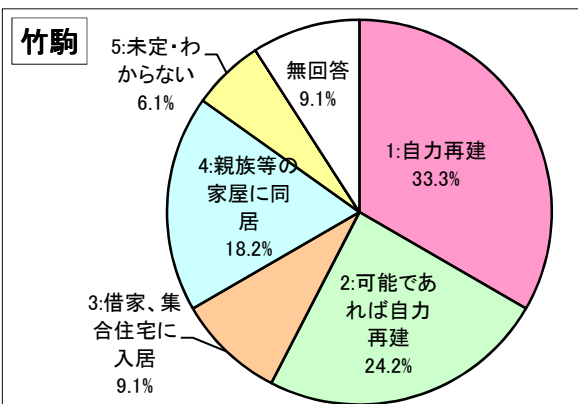
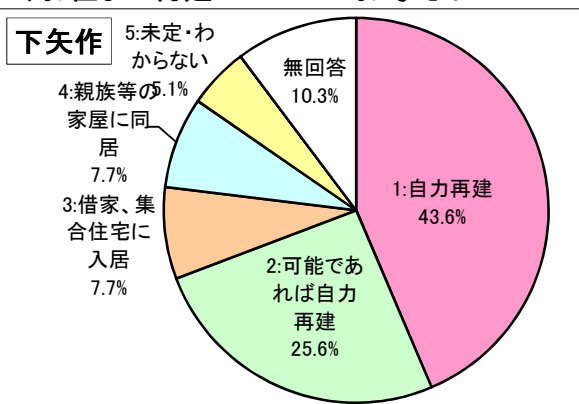


■地区別回収状況

地区	下矢作	竹駒	今泉	長部	高田	米崎	小友	広田	不明	総計
回収数	39	66	430	230	1,178	249	214	302	6	2,714

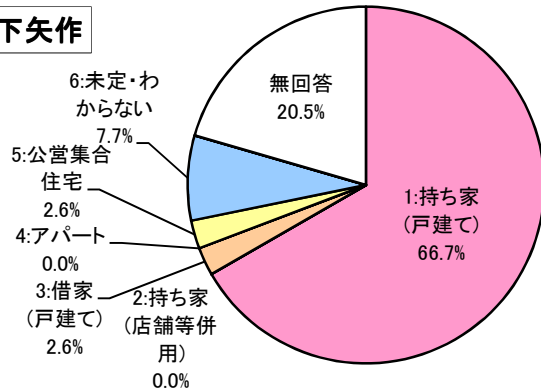
■集計結果(地区別)

1)お住まい再建についてのお考えは

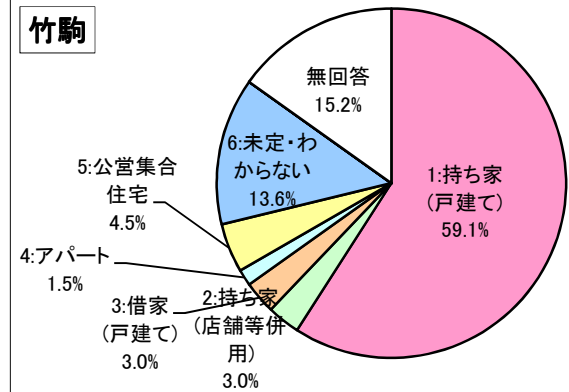


2) 希望する住宅の種類は

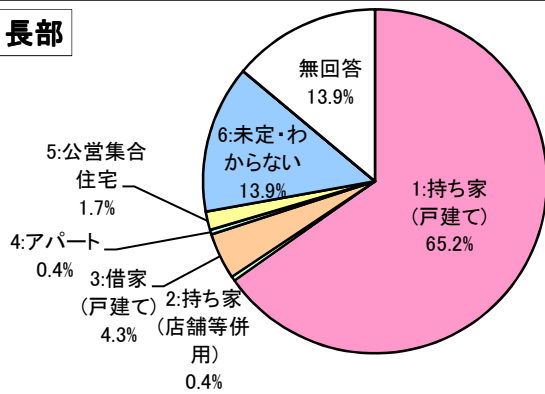
下矢作



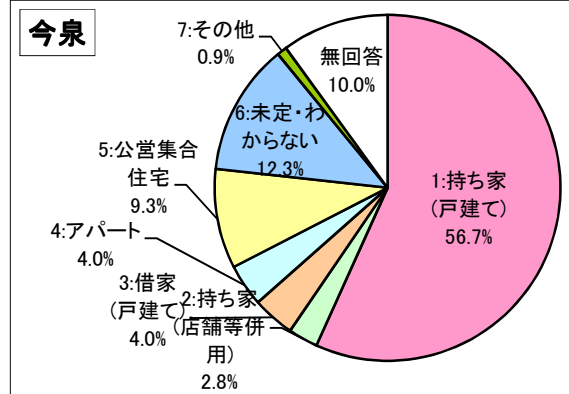
竹駒



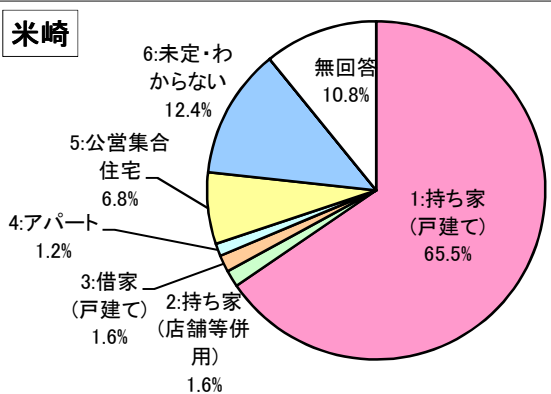
長部



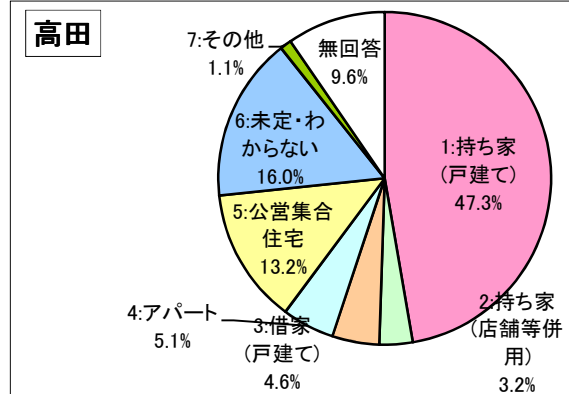
今泉



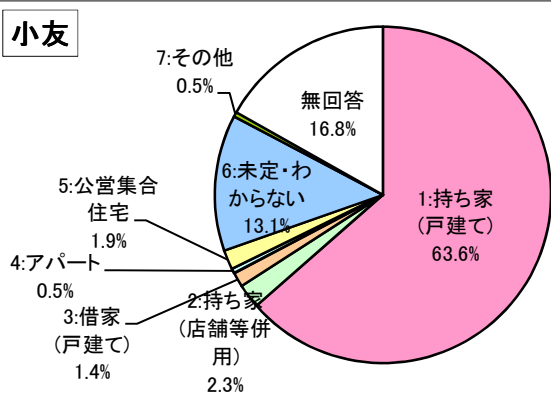
米崎



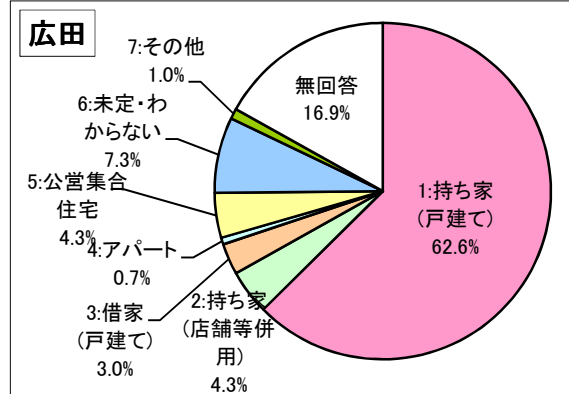
高田



小友

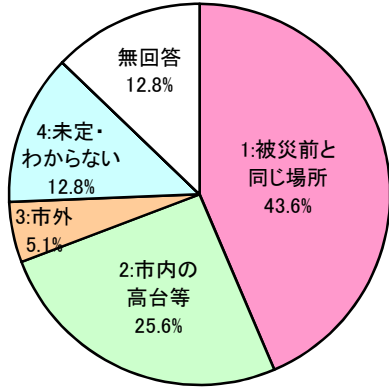


広田

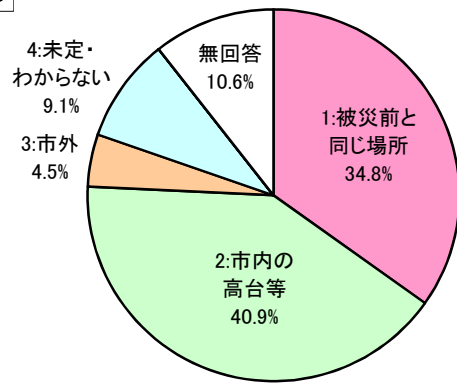


3) 希望の場所は

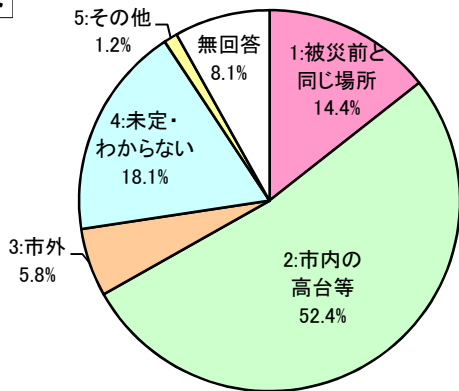
下矢作



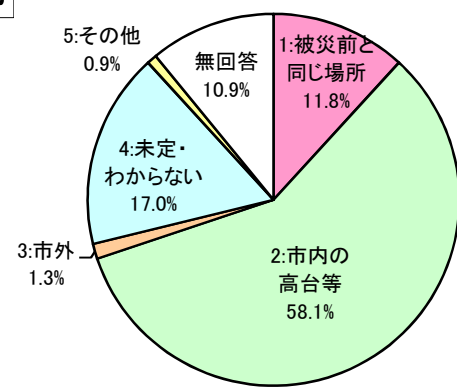
竹駒



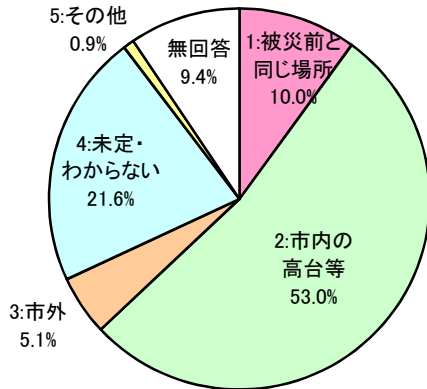
今泉



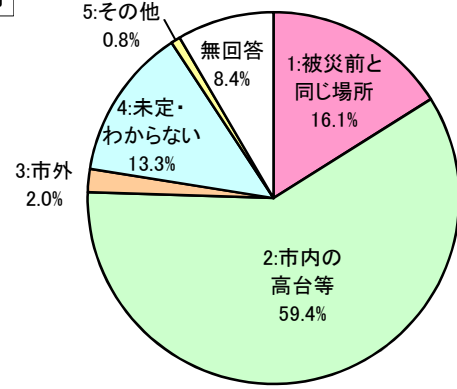
長部



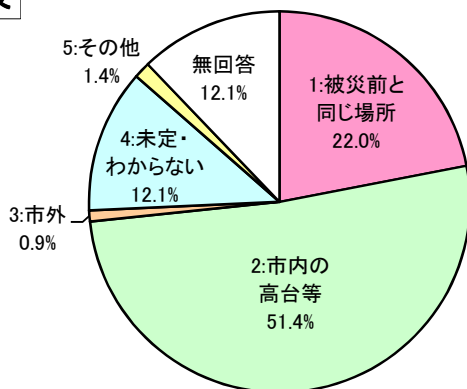
高田



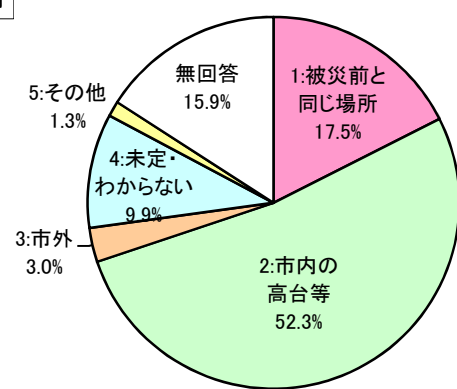
米崎



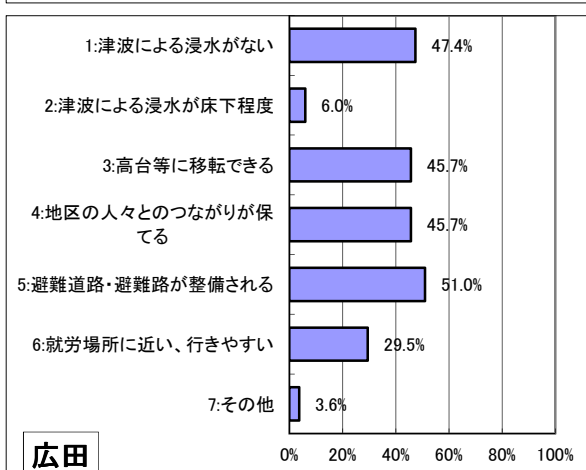
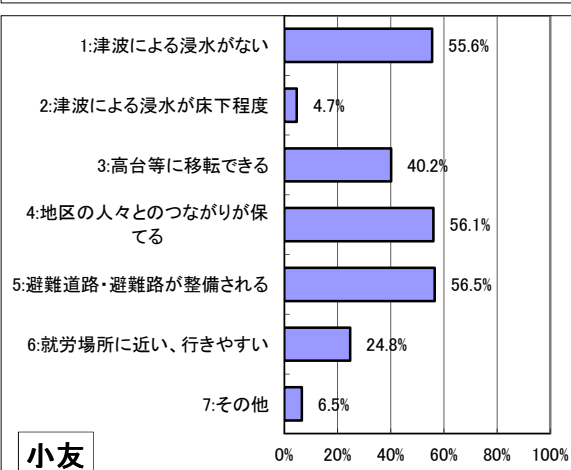
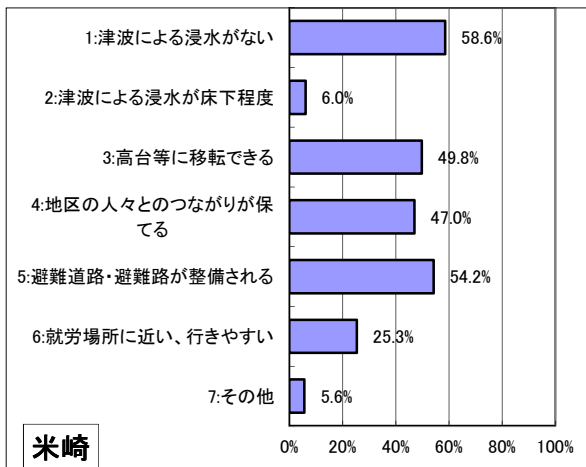
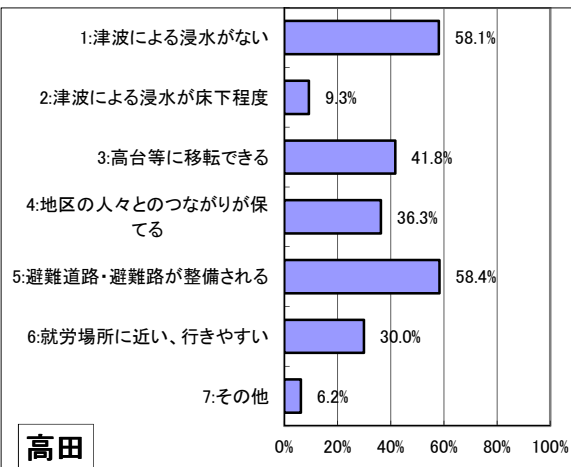
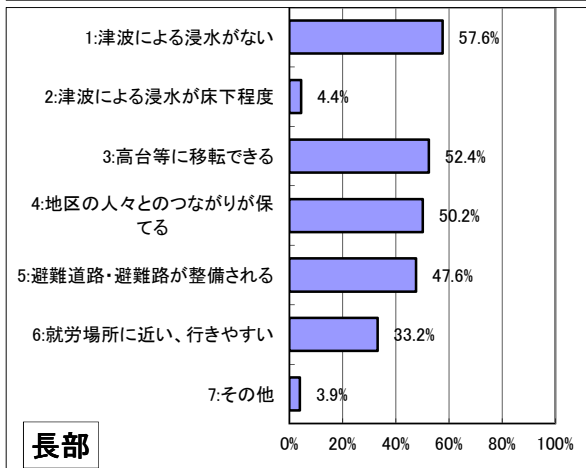
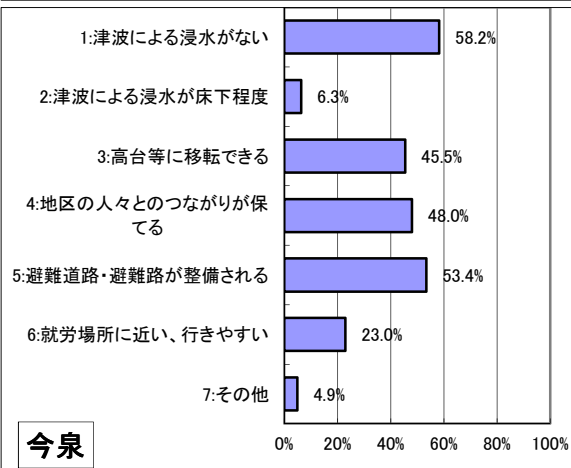
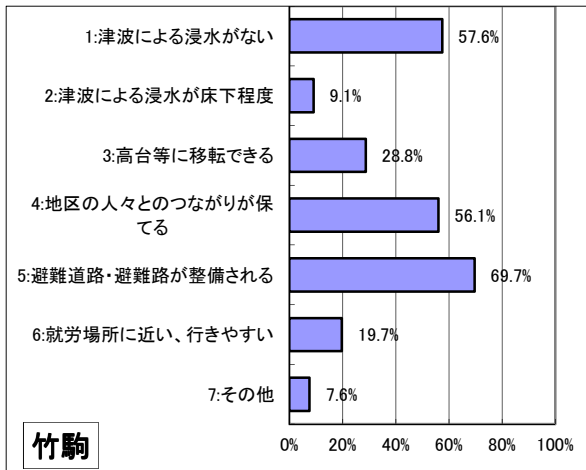
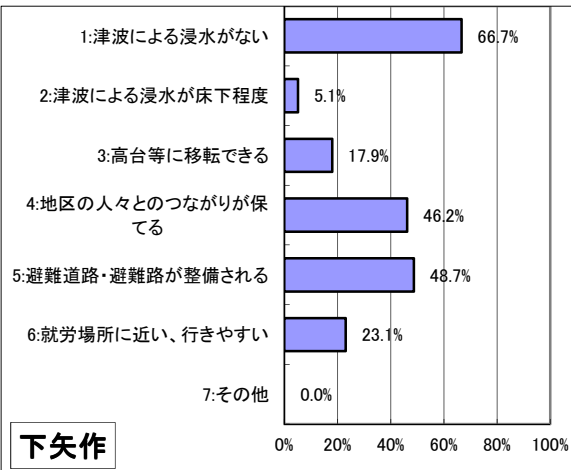
小友



広田



4)お住まいの再建、入居に重要と思うことは (※主なもの3つまで選択)



注)“パーセント”は、有効回答数を分母としたもの

市民意向調査「今後のまちづくりに関する意向調査」集計結果

■調査概要

- <調査実施主体> 陸前高田市(復興対策局)
- <調査の目的> 「復興計画」の策定にあたり、今後のまちづくりの方向性や公共・公益施設の配置、公共交通のあり方等の検討に向けた基礎資料とする。
- <調査の対象> 18歳以上の市民 1,000人(無作為抽出)
- <調査方法> 郵送による配布・回収
- <調査期間> 8月22日(月)～10月10日(月) ※ただし、期限以降に回答があったものも適宜集計に追加

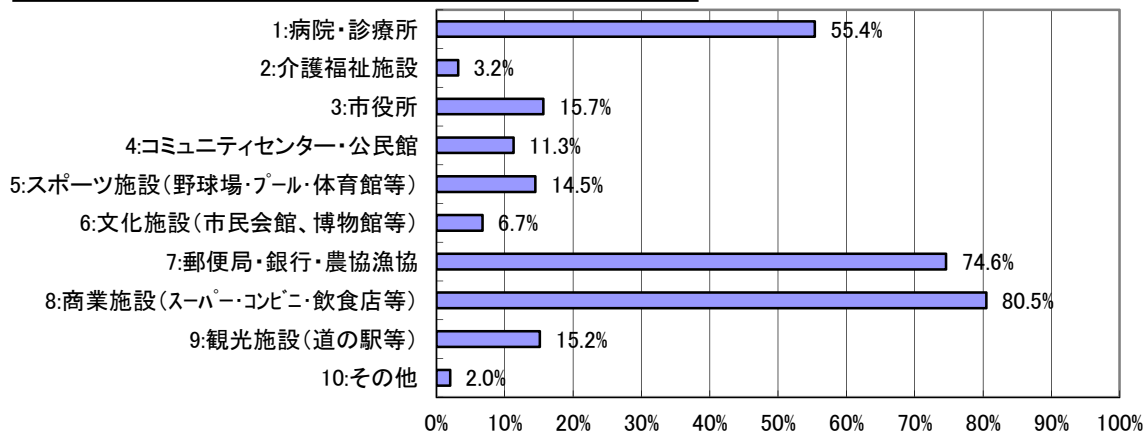
■回収状況

地区	生出	矢作	下矢作	横田	竹駒	今泉
配布数	15	14	27	74	55	32
回収数	8	7	9	28	27	29
回収率	53.3%	50.0%	33.3%	37.8%	49.1%	90.6%

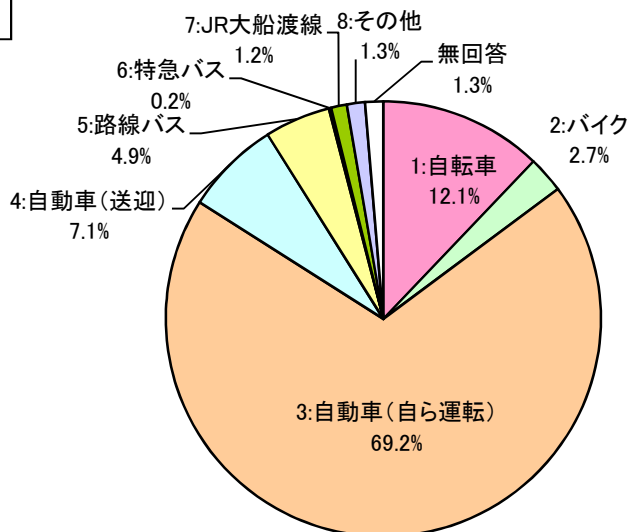
長部	高田	米崎	小友	広田	無回答	総計
90	277	152	100	193	0	1,029
43	180	87	57	112	7	594
47.8%	65.0%	57.2%	57.0%	58.0%	-	57.7%

■集計結果

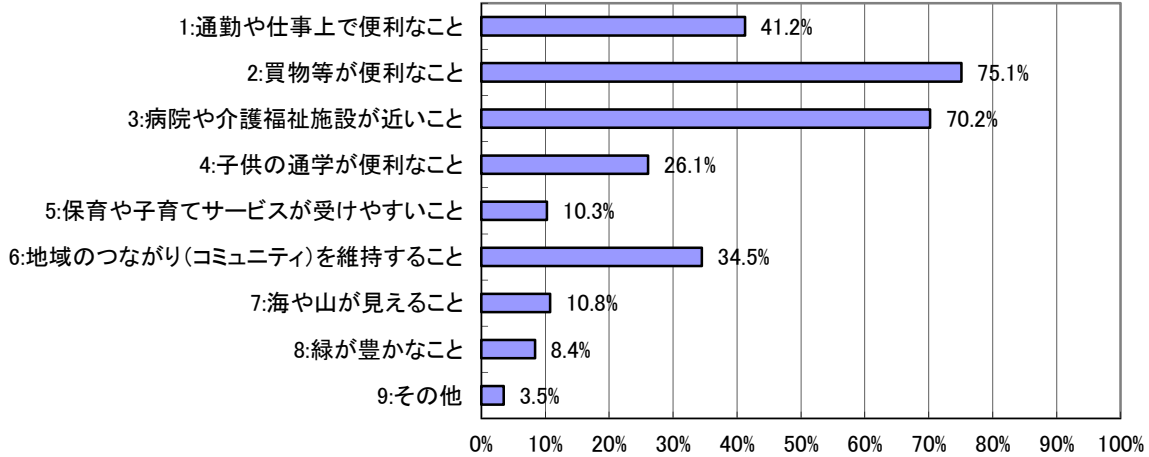
1) 震災前によく利用した施設 (※主なもの3つまで選択)



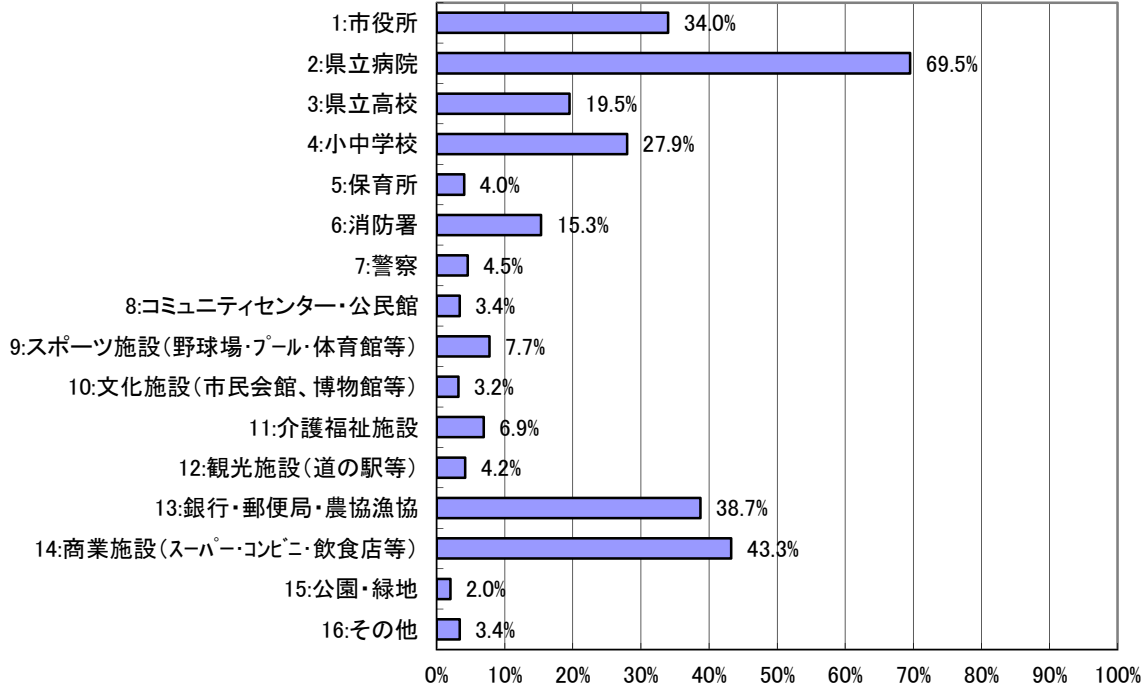
2) 震災前によく利用した移動手段



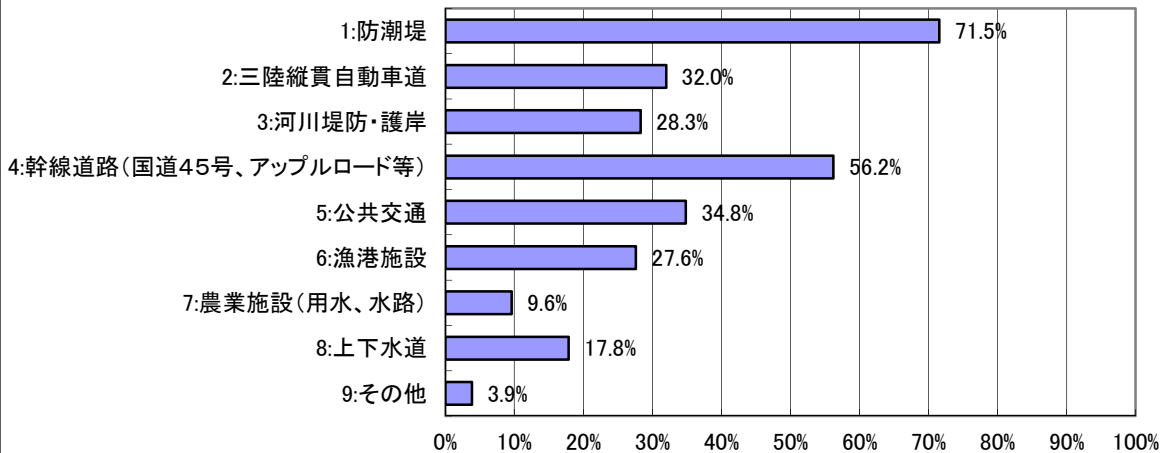
3)復興に向けて重要と思われる生活環境（※主なもの3つまで選択）



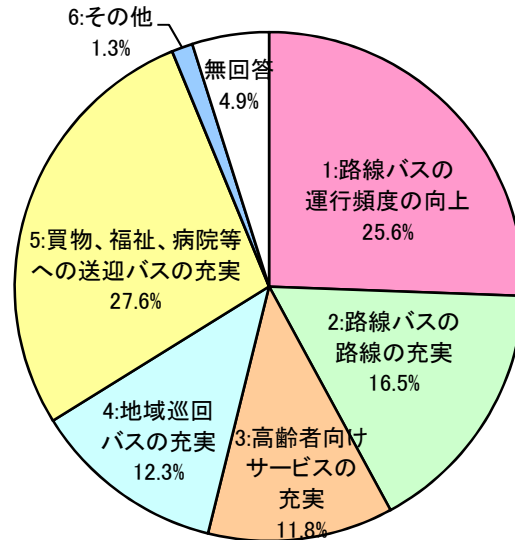
4)復興に向けて早急に整備すべき施設（※主なもの3つまで選択）



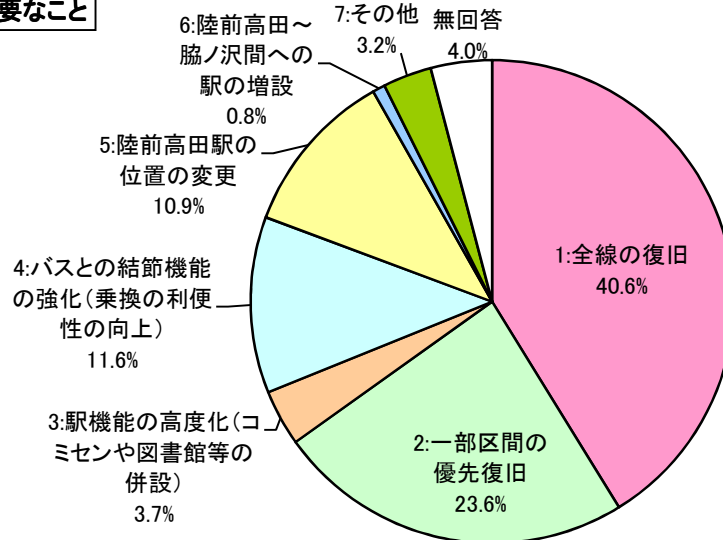
5)復興に向けて早急に整備すべき基盤施設（※主なもの3つまで選択）



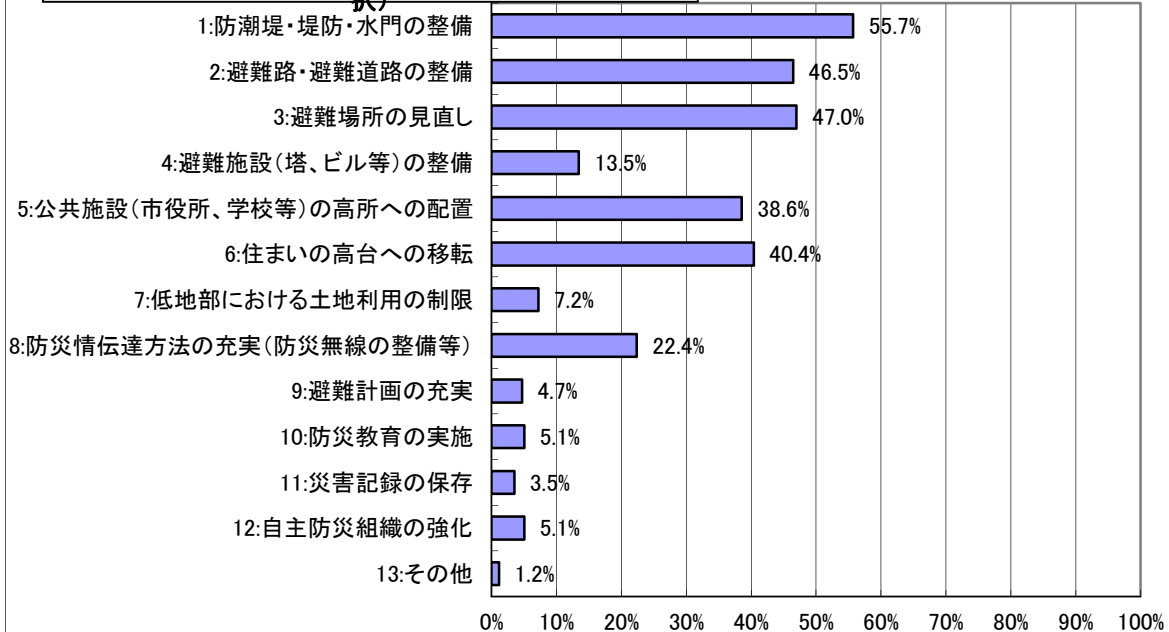
6)バスの利用について必要なこと



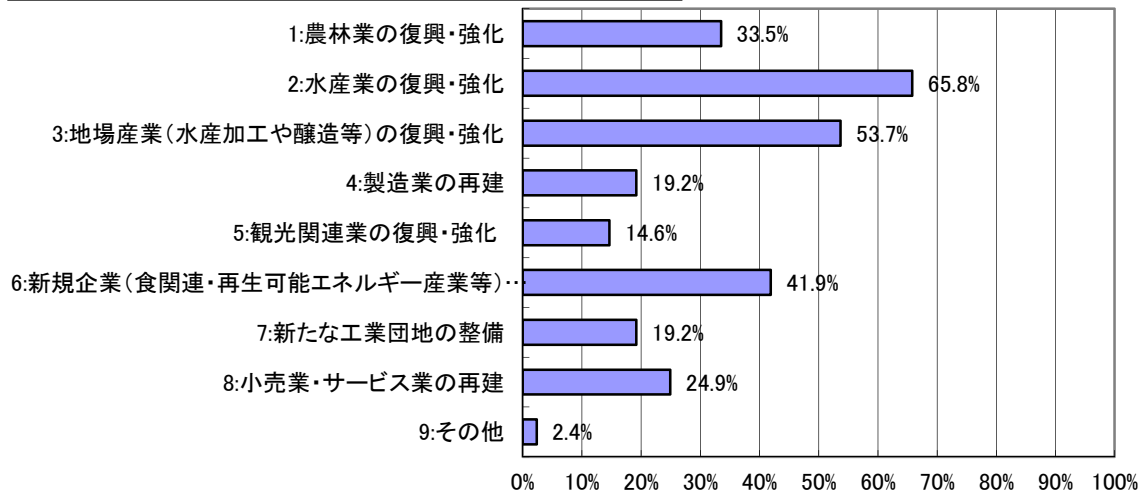
7)JR大船渡線の復旧に必要なこと



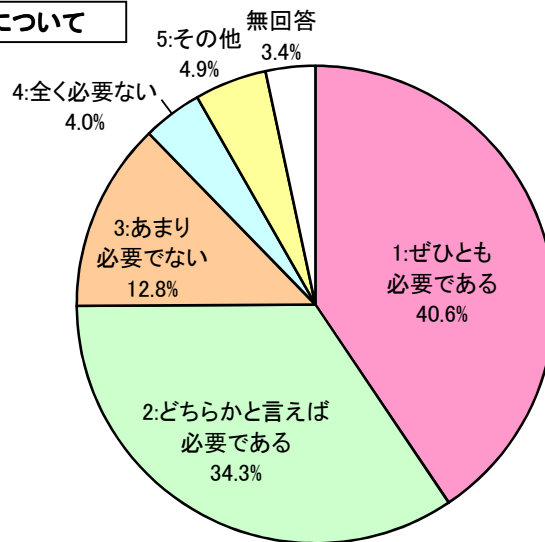
8)津波防災・減災に必要なこと(※主なものを3つまで選択)



9) 地域産業の復興に重要なこと（※主なものを3つまで選択）



10) 復興のシンボルとしての高田松原の再生について



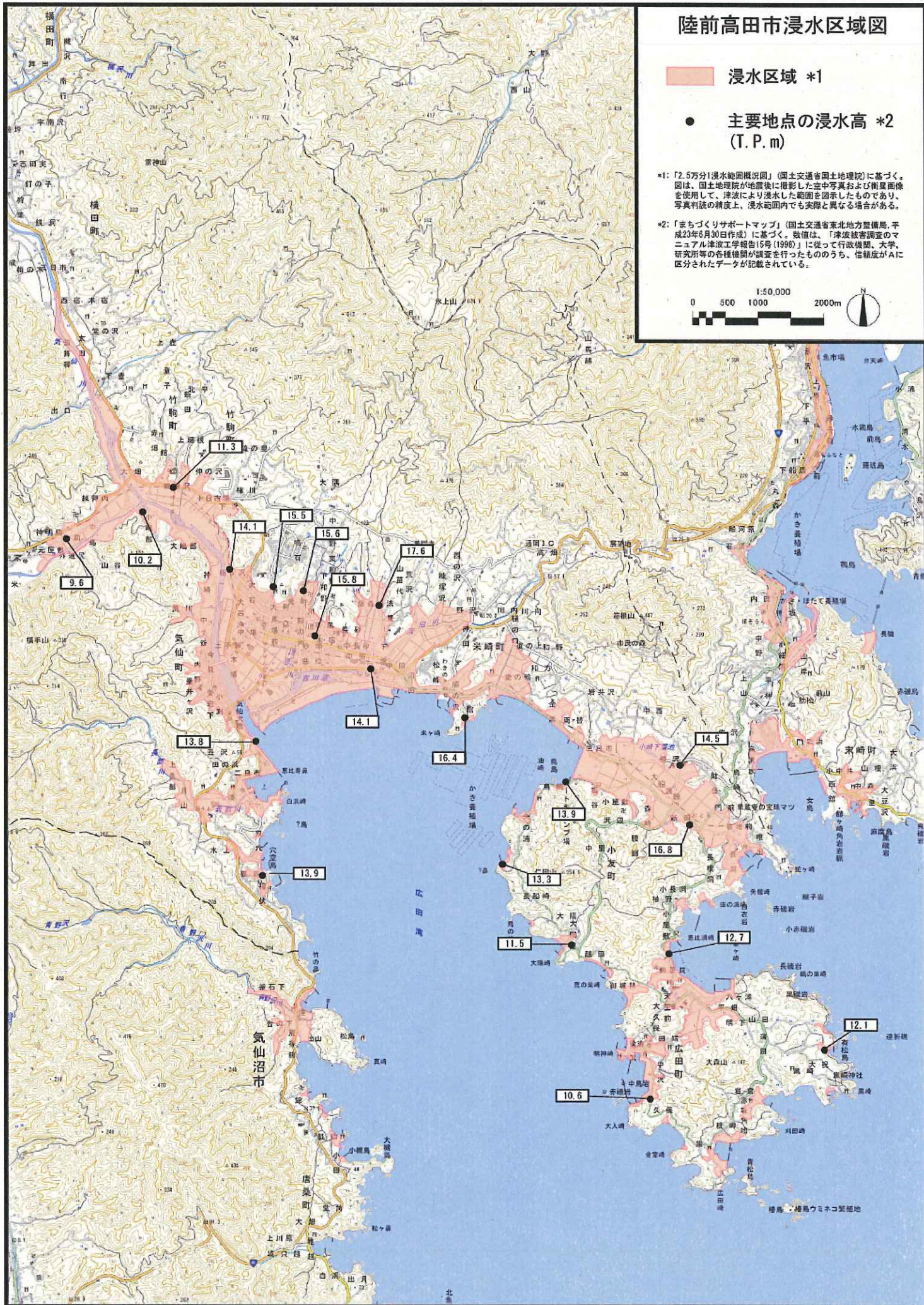
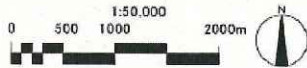
陸前高田市浸水区域図

■ 浸水区域 *1

● 主要地点の浸水高 *2
(T. P. m)

*1: 「2.5万分1浸水範囲概況図」(国土交通省国土地理院)に基づく。図は、国土地理院が地震後に撮影した空中写真および衛星画像を使用して、津波により浸水した範囲を図示したものであり、写真判読の精度上、浸水範囲内でも実際と異なる場合がある。

*2: 「まちづくりサポーターマップ」(国土交通省東北地方整備局, 平成23年6月30日作成)に基づく。数値は、「津波被害調査のマニュアル津波工学報告15号(1998)」に従って行政機関、大学、研究所等の各種機関が調査を行ったもののうち、信頼度がAに区分されたデータが記載されている。



本図は、国土交通省国土地理院 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震対策用図(5万分1 盛・気仙沼)を使用して作成したものです。

陸前高田市被災状況写真

地震前

平成22年10月18日 29日



地震後

平成23年3月13日



凡例

津波到達範囲

0 250 500 1,000

国際航業提供

陸前高田市震災復興計画策定方針について

1 趣 旨

平成 23 年 3 月 11 日発生した東日本大震災は、地震と想定外の津波により、かけがえのない尊い生命と財産、これまで築き上げてきた歴史的、文化的財産をも奪い去るとともに、本市の中核をなしてきた市街地や商業・観光施設、地場産業施設、住宅、交通網、行政機能など広範多岐にわたる地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な被害をもたらした。

今回のかつてない大震災の猛威や恐ろしい経験と津波防災、減災への教訓を謙虚に受け止め、一刻も早く避難所生活や仮設居住を解消し、被災者の生活再建を図るとともに、全壊した市街地や被災地域の復興はもとより、地域産業の再生と発展を目指し、市民が安心して暮らし、働くことのできるまちづくりに全力をあげて取り組まなければならない。

これから歩まなければならない復興への道のりは課題が山積しているが、将来に向けて希望と夢と安心のもてる新しい本市の復興ビジョンを示すとともに、本市の創生と活力向上に繋がる陸前高田市震災復興計画を策定し、国・県はもとより市民、事業者、市、さらには内外の多くの方の協働、連携により本市の復興を実現しようとするものである。

2 計画策定にあたっての基本的視点

この計画策定にあたっては、少子・高齢化による人口減少、地球規模での環境問題、高度情報化の進展など、本市を取り巻く時代の変化の中で、未曾有の被災を受けたことの認識に立ち、この被災から立ち直り持続的発展を遂げていくため、次の 6 つの基本的視点に立って計画づくりを進めようとするものである。

(1) 津波防災、減災を目指す計画づくり

津波に強い防潮堤の整備、防災計画の再整備、救援・救護体制の整備など、防災体制の再整備による津波防災、減災を目指す災害に強い安全なまちづくりが求められている。

(2) 市街地を復興する計画づくり

防災性や利便性を考慮した土地利用の創出、災害時のみならず市民生活や経済活動にとっても快適で魅力ある都市空間、都市機能を創出するまちづくりが求められている。

(3) 市民の暮らしを再興する計画づくり

住宅、学校、病院等の医療施設の再建をはじめ、教育、保健、医療、介護・福祉サービスの回復など、安定した市民の暮らしが求められている。

(4) 地域産業を復興する計画づくり

農業や水産業の基幹産業、水産加工や醸造等の地場産業、宿泊施設や道の駅等の観光産業、商業など、雇用の場の確保や産業基盤の早期復興とともに、食関連産業等の新規企業立地や集積が求められている。

(5) 再生可能エネルギーを活用する

太陽光や太陽熱、バイオ燃料など、大規模災害における活用や地球環境にやさしいエネルギーの活用が求められている。

(6) 協働のまちづくりを推進する

地域のコミュニティを再生し、市民・事業者・市の役割分担のもと、地域の特性やコミュニティ活動を生かした協働のまちづくりの推進が求められている。

3 計画の構成と期間

計画の構成は、本市の復興に向けての基本理念、まちづくりの目標を示した基本構想と、その目標の達成に向けた施策を体系的に明らかにした基本計画で構成する。

基本構想及び基本計画の期間は、中長期的な施策や事業が想定されることから、実施予定期間に合わせて、今後定めるものとする。

4 策定体制

(1) 震災復興計画検討委員会

陸前高田市震災復興計画検討委員会を設置し、震災復興計画に関する事項について、調査・検討する。

(2) 市民参加

計画策定において、市民の意見等を広く取り入れるために次の説明会等を行う。

① 市民意向調査

これからのまちづくりに対する市民の意向を把握するため、6つの基本的視点に基づく復興諸施策に関して市民意向調査を行う。

② 市民説明会

市民に対して説明会や懇談会を実施し、市民への情報提供及び市民からの意見聴取を行う。

③ 市民意見公募（公聴活動）

計画に対する意見公募を行い、市民への情報提供及び意見聴取を行う。

(3) 議会

議会から様々な観点での意見・提案を受けるため、全員協議会等において情報提供を行う。

(4) 庁内体制

① 震災復興本部

陸前高田市震災復興本部設置規程に基づく本部を設置し、計画の策定に関して必要な事項を協議し、所要の調整及び推進を図り、庁内の意思決定機関として審議を行う。

② 震災復興計画策定庁内調整会議

各部から選出した課長補佐及び係長職の者で組織し、課内の調整を図りながら各施策を横断的に審議し、計画素案の検討・調整を行う。

③ 全職員

計画策定には、全庁の総力をあげて取り組んでいく必要があり、職員一人一人が自覚を持って積極的に計画策定に関わる。

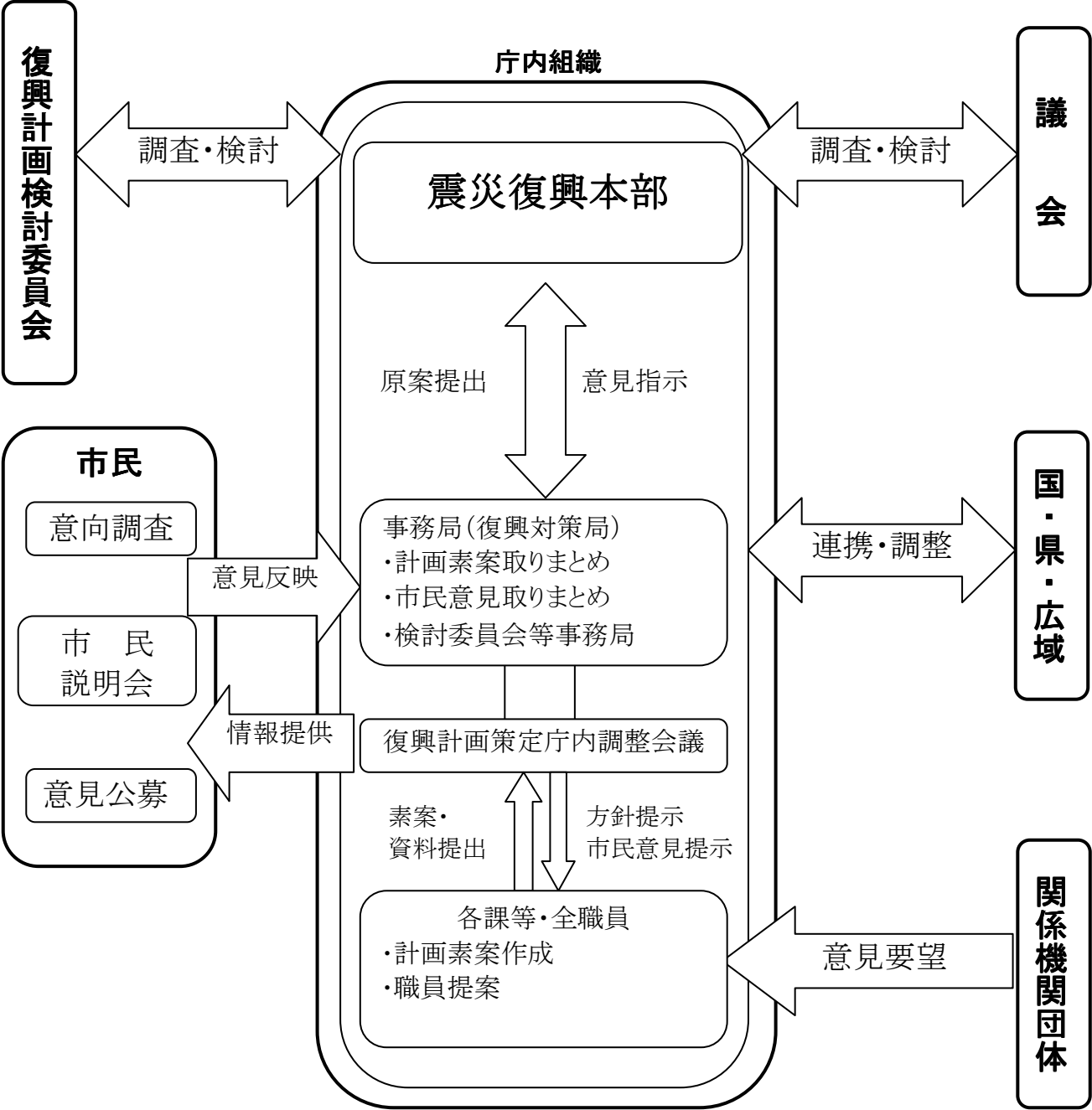
(5) 国県との連携・調整

復興に向けた取組みには、直轄事業の実施も含め、国・県の主体的な取組みや支援を受け、計画策定段階から連携・調整を行う。

5 策定スケジュール

策定スケジュールは、別表のとおりとする。

陸前高田市震災復興計画策定体系図



陸前高田市震災復興計画策定スケジュール

年月	検討委員会	復興本部	市民参加	市議会
23.5		策定指針決定		市議会全員協議会
6		基礎資料収集	市民意向調査	
7	検討委員会委員選定	素案作成	市民意向調査結果集計	
8	復興計画検討委員会	素案取りまとめ 原案作成		市議会全員協議会
9		原案取りまとめ 原案調整	市民等説明会	
10			市民意見公募	市議会全員協議会
11 以降		復興計画成案決定		市議会全員協議会

復興本部の作業フロー: 策定指針決定 → 基礎資料収集 → 素案作成 → 素案取りまとめ → 原案作成 → 原案取りまとめ → 原案調整 → 復興計画成案決定
 市民参加の作業フロー: 市民意向調査 → 市民意向調査結果集計 → 市民等説明会 → 市民意見公募
 市議会の作業フロー: 市議会全員協議会 (23.5, 8, 10, 11以降)
 検討委員会の作業フロー: 検討委員会委員選定 (7)
 復興計画検討委員会 (8)
 国・県等との連携・調整 (8-11)
 震災復興本部会議、策定庁内調整会議 (8-11)

陸前高田市震災復興計画検討委員会委員名簿

	団 体	氏 名	備 考
1	大船渡市農業協同組合	菊池 司	理事
2	広田湾漁業協同組合	佐々木 賤	組合長
3	陸前高田市森林組合	佐々木 英一	組合長
4	陸前高田商工会	小谷 隆一	副会長
5	陸前高田市観光物産協会	金野 靖彦	会長
6	岩手県旅館生活衛生同業組合高田支部	鈴木 繁治	理事
7	陸前高田市民宿組合	合口 和弘	組合長
8	岩手県飲食業生活衛生同業組合陸前高田支部	佐々木 浩	支部長
9	陸前高田市建設業協会	阿部 勝也	会長
10	気仙川漁業協同組合	佐藤 啓一	組合長
11	下矢作地区コミュニティ推進協議会	村上 誠治	会長
12	矢作地区コミュニティ推進協議会	佐々木 公一	会長
13	生出地区コミュニティ推進協議会	佐藤 耕吉	副会長
14	横田地区コミュニティ推進協議会	松田 恒雄	会長
15	竹駒地区コミュニティ推進協議会	上部 修一	会長
16	気仙地区コミュニティ推進協議会	村上 孝嘉	事務局長
17	長部地区コミュニティ推進協議会	菅野 昌雄	会長
18	高田地区コミュニティ推進協議会	菅野 富歳	副会長
19	米崎地区コミュニティ推進協議会	金野 実	事務局長
20	小友地区コミュニティ推進協議会	黄川田 世男	会長
21	広田地区コミュニティ推進協議会	黄川田 富八	会長
22	陸前高田市社会福祉協議会	熊谷 光人	会長
23	陸前高田市老人クラブ連合会	小田 桐秀雄	会長
24	陸前高田市地域女性団体協議会	佐々木 美代子	会長
25	陸前高田市芸術文化協会	熊谷 睦男	会長
26	陸前高田市体育協会	岩崎 健二	会長
27	陸前高田市青年会議所	高橋 勇樹	理事長
28	陸前高田市PTA連合会	残 間 潤	副会長
29	岩手県立高田高等学校PTA	及川 満伸	副会長
30	陸前高田ロータリークラブ	伊 東 孝	会長
31	陸前高田ライオンズクラブ	熊谷 又吉	会長
32	陸前高田市歯科医師団	吉 田 裕	団長
33	陸前高田金融団	小笠原 誠	岩銀支店長
34	郵便事業(株)陸前高田支店	榎 好之	支店長
35	岩手県立高田病院	石木 幹人	院長
36	陸前高田市保育協会	熊谷 榮行	事務局長
37	にんじんクラブ	村上 豊子	会長
38	広田湾漁業協同組合女性部	長野 元子	部長
39	陸前高田商工会女性部	金野 ヨシ子	部長
40	陸前高田市認定農業者の会	金野 勝	事務局長
41	広田湾漁業協同組合青壮年部	大和田 信哉	県漁業士会気仙地区支部長
42	陸前高田商工会青年部	坂井 勝	部長
43	岩手県中小企業同友会気仙支部	橋詰 真司	
44	高田松原の松を守る会	鈴木 善久	会長
45	陸前高田市議会議員	菅原 悟	
46	陸前高田市議会議員	藤倉 泰治	
47	陸前高田市議会議員	菅野 稔	
48	東京工業大学教授	中井 検裕	
49	東京理科大学教授	宇野 求	
50	東京大学准教授	羽藤 英二	

オブザーバー

1	三陸国道事務所	工藤 栄吉	所長
2	岩手県沿岸広域振興局	水野 尚光	副局長
3	東日本旅客鉄道(株)盛岡支社	多田 秀彰	企画部長
4	(株)東海新報社	鈴木 英彦	代表取締役社長
5	岩手県大船渡警察署高田幹部交番	齋藤 雅彦	所長

陸前高田市震災復興本部

	区 分	氏 名	職 名
1	本 部 長	戸 羽 太	市長
2	副 本 部 長	久 保 田 崇	副市長
3	本 部 員	菅 野 正 明	理事
4	本 部 員	菊 池 満 夫	企画部長
5	本 部 員	蒲 生 琢 磨	復興対策局長
6	本 部 員	白 川 光 一	総務部長
7	本 部 員	菅 野 直 人	民生部長
8	本 部 員	細 川 文 規	農林水産部長
9	本 部 員	須 賀 佐 重 喜	建設部長
10	本 部 員	金 賢 治	教育長職務代理者兼教育次長
11	本 部 員	岩 崎 亮	消防長
12	本 部 員	熊 谷 完 士	商工観光課長
13	本 部 員	熊 谷 正 文	財政課長
14	本 部 員	鈴 木 康 文	税務課長
15	本 部 員	大 和 田 正	防災対策室長
16	本 部 員	菅 野 利 尚	社会福祉課長
17	本 部 員	菅 野 道 弘	健康推進課長
18	本 部 員	橋 本 英 雄	市民環境課長
19	本 部 員	菅 野 悦 雄	水産課長
20	本 部 員	小 山 公 喜	幹線道路対策室主幹
21	本 部 員	佐 々 木 誠	都市計画課長
22	本 部 員	佐 藤 次 郎	会計管理者兼会計課長
23	本 部 員	金 野 丈 雄	農業委員会事務局長
24	本 部 員	佐 々 木 洋	消防署長
25	本 部 員	大 坂 幹 夫	水道事業所長
26	本 部 員	菅 野 義 則	学校教育課長
27	本 部 員	千 葉 徳 次	議会事務局長

陸前高田市復興対策局

	職 名	氏 名	備 考
1	局長兼事業推進室長	蒲 生 琢 磨	
2	主 幹	津 田 耕 節	
3	局 長 補 佐	臼 澤 勉	
4	局 長 補 佐	堺 伸 也	
5	事業推進室長補佐兼事業推進係長	伊 賀 浩 人	
6	計 画 係 長	黄 川 田 次 男	
7	復興対策係長	村 上 幸 司	
8	主 査	熊 谷 重 昭	
9	主 任	山 口 透	
10	技 師	阪 野 武 郎	

陸前高田市震災復興計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1 この要綱は、陸前高田市震災復興計画（以下「復興計画」という。）の策定にあたり、東日本大震災により壊滅的な被害を受けた経験を踏まえ、安全で快適な災害に強い新しいまちづくりについて検討するため、陸前高田市震災復興計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 検討委員会は、復興計画に関する次の事項について検討を行う。

- (1) 復興計画案の策定に関すること。
- (2) その他復興計画案の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3 検討委員会は、関係分野の有識者等又は学識経験者の中から市長が委嘱する委員50名以内をもって組織する。

(任期)

第4 委員の任期は、復興計画案の策定をもって終了する。

(委員長及び副委員長)

第5 検討委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第6 検討委員会に、オブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、市長が委嘱し、その任期は委員の任期の例による。
- 3 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第7 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の検討委員会は、市長が招集する。

- 2 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8 検討委員会の庶務は、復興対策局において処理する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月15日から施行する。

陸前高田市震災復興計画策定の主な経過

年 月 日	内 容
平成23年	
5月 1日	震災復興本部及び復興対策局を設置
5月16日	震災復興計画策定方針を決定
5月17日	市議会 全員協議会
6月27日	市民意向現地調査を実施
～ 7月19日	・被災地域市内8地区の高台移転等に係る調査
7月 6日	市議会 東日本大震災復興対策特別委員会
8月 8日	第1回震災復興計画検討委員会（委員55名）開催
8月 9日	市議会 東日本大震災復興対策特別委員会
8月22日	市民意向調査を実施
～ 9月 2日	・今後の居住に関する意向調査 ・対象は被災世帯3,842世帯、回収数2,714世帯(73.5%)
8月29日	第2回震災復興計画検討委員会開催
9月26日	第3回震災復興計画検討委員会開催
9月26日	第1回復興まちづくりを語る会開催 ・テーマ「産業・雇用について」、公募22名出席
9月28日	市民意向調査を実施
～10月10日	・今後のまちづくりに関する意向調査 ・対象は18歳以上の市民1,000名、回収数594名(57.7%)
10月 5日	震災復興計画（素案）に対する意見募集
10月14日	市議会 東日本大震災復興対策特別委員会
10月14日	第2回復興まちづくりを語る会開催 ・テーマ「市街地の復興について」、公募19名出席
10月17日	震災復興計画（素案）等に係る地区住民説明会を開催
～11月11日	・市内11地区会場、参加者数1,716名
10月31日	第3回復興まちづくりを語る会開催 ・テーマ「市街地の復興について」、「環境とエネルギーについて」、公募18名出席
11月 4日	市議会 東日本大震災復興対策特別委員会
11月 8日	第4回震災復興計画検討委員会開催
11月11日	市議会 東日本大震災復興対策特別委員会
11月22日	市議会 東日本大震災復興対策特別委員会
11月30日	第5回震災復興計画検討委員会開催
12月 2日	震災復興計画策定
12月 9日	市議会へ震災復興計画を上程
12月 9日	市議会 全員協議会
12月16日	市議会 東日本大震災復興対策特別委員会
12月19日	市議会 東日本大震災復興対策特別委員会
12月21日	震災復興計画議決

陸前高田市震災復興本部設置規程

(設置)

第1条 東日本大震災からの復興を適切かつ迅速に推進するため、陸前高田市震災復興本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 復興計画の策定に関すること。
- (2) 復興計画の推進に関すること。
- (3) 緊急復興対策の推進と総合調整に関すること。
- (4) その他復興に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 本部員は、市長部局の部課長等、消防長及び水道事業所長並びに教育長、教育次長及び教育委員会事務局の課の長並びに議会、委員会又は委員の事務局の長をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(関係者の出席)

第6条 本部長が必要と認めるときは、会議に関係のある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、復興対策局において処理する。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年5月1日から施行する。